

第8章 工事関連条例及び要綱等

第8章 工事関連条例及び要綱等

8.1 成田市水道事業の設置等に関する条例

○成田市水道事業の設置等に関する条例

昭和42年3月30日

条例第8号

(水道事業の設置)

第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため水道事業を設置する。

第2条 削除

(経営の基本)

第3条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 水道事業の規模は、次のとおり定める。

計画給水区域	成田, 田町, 東町, 本町, 仲町, 幸町, 上町, 花崎町, 馬橋, 新町, 南平台, 土屋, 寺台, 郷部, 不動ヶ岡, ウイング土屋, 囲護台, 囲護台1丁目, 囲護台2丁目, 囲護台3丁目, 美郷台1丁目, 美郷台2丁目, 美郷台3丁目, 八代, 船形, 北須賀, 台方, 下方, 大袋, 江弁須, 飯田町, 並木町, 飯仲, 宗吾1丁目, 宗吾2丁目, 宗吾3丁目, 宗吾4丁目, 公津の杜1丁目, 公津の杜2丁目, 公津の杜3丁目, 公津の杜4丁目, 公津の杜5丁目, 公津の杜6丁目, はなのき台1丁目, はなのき台2丁目, はなのき台3丁目, 松崎, 大竹, 上福田, 下福田, 宝田, 押畑, 山口, 米野, 野毛平, 東金山, 関戸, 和田, 下金山, 新妻, 芦田, 東和泉, 西和泉, 赤荻, 芝, 大室, 土室, 小泉, 成毛, 大生, 幡谷, 飯岡, 荒海, 磯部, 水掛, 新泉, 久住中央1丁目, 久住中央2丁目, 久住中央3丁目, 久住中央4丁目, 北羽鳥, 長沼, 南羽鳥, 佐野, 竜台, 安西, 南部, 北部, 大山, 馬場, 久米, 久米野, 山之作, 吉倉, 東和田, 川栗, 畑ヶ田, 大清水, 本三里塚, 本城, 南三里塚, 新駒井野, 長田, 三里塚光ヶ丘, 三里塚御料, 西三里塚及び御所の内の全域並びに小菅, 三里塚, 東三里塚, 駒井野, 取香, 堀之内, 十余三, 天神峰, 東峰及び木の根の一部の区域
計画給水人口	80,000人
計画1日最大給水量	44,010立方メートル

(組織)

第4条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第7条ただし書及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第8条の2の規定により、水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定により、水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため、成田市山口293番地1に水道部を置く。

(特別会計)

第5条 法第17条の規定により水道事業に特別会計を設ける。

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任の免除に係る賠償額が20万円以上である場合とする。

(令2条例11・一部改正)

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第8条 水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第9条 管理者は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前各号に掲げるもののほか水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他のやむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合において、管理者は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。
- 2 成田市上水道の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第13号）、成田市簡易水道の設置及び管理に関する条例（昭和40年条例第12号）は廃止する。

附 則（昭和44年8月1日条例第22号）

この条例は、昭和44年9月30日から施行する。

附 則（昭和45年7月4日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年12月22日条例第41号）

- 1 この条例は、事業認可のあった日から施行する。
- 2 宗吾簡易水道事業は、この条例施行の日から廃止する。

附 則（昭和49年6月22日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月12日から適用する。

附 則（昭和50年6月24日条例第19号）

この条例は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則（昭和55年12月25日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年9月26日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月29日条例第22号）

- 1 この条例は、事業認可のあった日から施行する。
- 2 三里塚水道事業は、成田市水道事業と相互運用が可能となった日から廃止する。

附 則（平成2年6月30日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、平成2年2月24日から適用する。ただし、「美郷台1丁目、美郷台2丁目及び美郷台3丁目」に関する規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、千葉県知事が告示した日の翌日から施行する。

附 則（平成2年6月30日条例第22号）

この条例は、平成2年7月1日から施行する。

附 則（平成4年12月25日条例第43号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成9年12月24日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月31日条例第18号）

この条例は、平成10年6月1日から施行する。

附 則（平成11年6月30日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月30日条例第14号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月30日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第1号）

この条例は、事業認可のあった日から施行する。ただし、第5条、第6条、第7条、第8条及び第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第3号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第25号）

この条例は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による久住駅前特定土地区画整理事業に係る換地処分のお知らせがあった日の翌日から施行する。

附 則（平成22年3月31日条例第8号）

この条例は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による公津西特定土地区画整理事業に係る換地処分のお知らせがあった日の翌日から施行する。

附 則（令和2年3月19日条例第11号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

8.2 成田市簡易水道事業の設置等に関する条例

○成田市簡易水道事業の設置等に関する条例

平成 18 年 3 月 24 日

条例第 36 号

(設置)

第 1 条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、簡易水道事業を設置する。

(法の適用)

第 2 条 地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 1 条第 2 項の規定により、簡易水道事業に、同法の規定のうち、第 3 条から第 6 条まで、第 17 条から第 35 条まで、第 40 条から第 41 条まで並びに附則第 2 項及び第 3 項の規定を適用する。

(規模)

第 3 条 簡易水道事業の規模は、次のとおりとする。

名称	計画給水区域	計画給水人口	計画 1 日最大給水量
下総地区簡易水道	四谷, 冬父, 中里, 小野 及び新川の全域並びに猿 山, 滑川, 西大須賀, 名木, 高岡, 大和田及び高の一部	3,220 人	785 立方メートル
大栄地区簡易水道	所及び浅間の全域並びに 伊能, 堀籠, 村田, 桜田, 南敷及び東ノ台の一部	3,374 人	1,255 立方メートル

(準用)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、簡易水道事業の設置等について必要な事項は、成田市水道事業の設置等に関する条例(昭和 42 年条例第 8 号)第 6 条から第 9 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「水道事業」とあるのは「簡易水道事業」と、「管理者」とあるのは「市長」と、「提出」及び「市長に提出」とあるのは「作成」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 20 日条例第 46 号)

この条例は、平成 25 年 2 月 9 日から施行する。

8.3 成田市水道事業給水条例

○成田市水道事業給水条例

平成10年3月31日

条例第19号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第4条—第10条）
- 第3章 給水（第11条—第20条）
- 第4章 料金、手数料及び納付金（第21条—第30条）
- 第5章 管理（第31条—第38条）
- 第6章 補則（第39条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、成田市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第3条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1カ所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯又は2カ所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第4条 給水装置を新設し、改造し、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）し、又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

（新設等の費用負担）

第5条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去しようとする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第6条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定による給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第8条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を前項の規定により算出した合計額に加算する。

(工事費の予納)

第9条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認める工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に清算する。

(給水装置の変更の工事)

第10条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第11条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市はその責を負わない。

(給水契約の申込み)

第12条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第13条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認める者

2 管理者は、前項の管理人を不相当であると認めるときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第15条 管理者は、使用水量を計量するため、給水装置に市の水道メーター（以下「メーター」という。）を設置するものとする。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が、特に必要があると認めるときは、受水槽に接続する装置にメーターを設置することができる。

3 前各項に規定するメーターの設置の位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

第16条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第17条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 私設消火栓を消防演習に使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第18条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第19条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第20条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について水道使用者等から検査の請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金、手数料及び納付金

(料金の支払義務)

第21条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道使用者等から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納付について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第22条 料金は、次表により算出した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

料金区分		料金（1月につき）								
		基本料金		従量料金（1立方メートル当たり）						
用途	口径 （ミ リメ ートル）	料金	1立 方メ ートル から 1立 方メ ートル まで	10 立方 メートル を超 え2 0立 方メ ートル まで	20 立方 メートル を超 え4 0立 方メ ートル まで	40 立方 メートル を超 え1 00立 方メ ートル まで	100 立方 メートル を超 え5 00立 方メ ートル まで	500 立方 メートル を超 え1,0 00立 方メ ートル まで	1,000 立方 メートル を超 える 分	
	一般用	13	462円	62 円7 0銭	16 5円	26 8円 40 銭	35 8円 60 銭	44 4円 40 銭	48 5円 10 銭	48 4円
		20	1,045 円							
		25	1,826 円							
		30	3,399 円							
		40	7,106 円							
		50	15,99 4円							
		75	36,59 7円							
		100	70,49 9円							
		150	195,5 58円							
臨時用	1立方メートル当たり 473円									

2 管理者は、共同住宅で専用給水装置を複数の世帯が共同で使用している場合には、当該各世帯の使用水量を等量とみなして料金の計算をすることができる。この場合における基本料金の額は、給水装置の口径に応じた金額とし、口径20ミリメートルを超えるものの金額については、口径20ミリメートルの金額とする。

（平31条例4・一部改正）

（料金及び水量の算定）

第23条 管理者は、隔月の定例日に、メーターにより使用水量を計量し、その日の属する月分及びその前月分として料金を算定する。この場合において、各月の使用水量は、

等量とみなし、1月分の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、この端数をいずれか一方の月の使用水量に加えるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、定例日以外の日に計量することができる。

(使用水量及び用途の認定)

第24条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。

- 2 前項の使用水量は、前6月間の使用水量その他の事情を考慮し、用途は、料率の高い方により認定する。

(中途使用等の場合の料金の算定)

第25条 料金算定の基準となる月の中途において、水道の使用を開始し、中止し、又は廃止したときの基本料金は、次の各号に掲げる区分に従い、第22条に規定する基本料金にそれぞれの率を乗じて得た額とする。

- (1) 使用日数が15日以下のとき 100分の50
- (2) 使用日数が16日以上のとき 100分の100

- 2 料金算定の基準となる月の中途においてその用途又は口径に変更があった場合には、その使用日数の多い料率を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の予納)

第26条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金をあらかじめ納付しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、清算する。

(料金の徴収方法)

第27条 料金は、口座振替、集金又は納入通知書の方法により隔月に徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、臨時に徴収することができる。

(手数料)

第28条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認める申込者からは、申込み後徴収することができる。

- (1) 指定給水装置工事事業者の指定又は指定の更新をするとき。 1件につき10,000円
- (2) 設計審査(材料の確認を含む。)をするとき。 1回につき300円
- (3) 工事の検査をするとき。 1件につき2,000円
- (4) 第32条第2項の確認をするとき。 1件につき47,000円

- (5) 開栓し，又は閉栓するとき。 1回につき200円
- (6) その他管理者が必要と認めるとき。 1件につき200円

(令元条例19・一部改正)

(給水申込納付金)

第29条 給水装置を新設し，又は改造（給水管の口径を増径する場合に限る。以下この項において同じ。）しようとする者（第26条第1項に規定する者を除く。）は，管理者に給水申込納付金（以下「納付金」という。）を納付しなければならない。この場合において，改造しようとする者の納付金は，新口径に係る納付金の額と旧口径に係る納付金の額の差額とする。

2 納付金は，次表に掲げる額とする。

使用する給水管の口径	納付金の額
13ミリメートル	165,000円
20ミリメートル	297,000円
25ミリメートル	506,000円
30ミリメートル	770,000円
40ミリメートル	1,540,000円
50ミリメートル	2,750,000円
75ミリメートル	7,370,000円
100ミリメートル	15,400,000円
150ミリメートル	41,800,000円

3 第15条第2項の規定により受水槽に接続する装置にメーターを設置する場合にあっては，当該装置を給水装置とみなす。

4 納付金は，第4条の承認後管理者が定める納期限の日又は第32条第3項の確認申請後管理者が定める納期限の日までに納付しなければならない。

5 既納の納付金は，還付しない。ただし，管理者が特別の理由があると認めるときは，この限りでない。

(平31条例4・一部改正)

(料金，手数料，納付金等の軽減又は免除)

第30条 管理者は，公益上その他特別の理由があると認めるときは，この条例により納付しなければならない料金，手数料，納付金その他の費用を軽減し，又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第31条 管理者は，水道の管理上必要があると認めるときは，給水装置を検査し，水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置等)

第32条 管理者は，水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が，水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合して

いないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

3 前項の確認を受けようとする者は、当該確認を容易に行うことができる状態にした上で、管理者に申請するものとする。

(令元条例19・一部改正)

(給水の停止)

第33条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者が、第5条の規定により負担すべき管理者が施行する給水装置工事費、第22条の料金又は第28条の手数料を指定期限内に納付しないとき。

(2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第23条の使用水量の計量又は第31条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第34条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置の所有者の所在が60日以上不明であり、かつ、当該給水装置の利用者がいないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあり、かつ、将来使用の見込みがないと認められるとき。

(3) 第4条の承認を受けずに給水装置が設置されたとき。

(貯水槽水道に関する管理者の責務)

第35条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。

以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(貯水槽水道の設置者の責務)

第36条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(過料)

第37条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000円以下の過料に処することができる。

(1) 第4条の承認を受けずに、給水装置を新設し、改造し、修繕（法第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）し、又は撤去した者

(2) 正当な理由がなくて、第15条のメーターの設置、第23条の使用水量の計量、第31条の検査又は第33条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第19条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 第22条の料金又は第28条の手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第38条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第22条の料金又は第28条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処することができる。

第6章 補則

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理規程で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(成田市水道事業上水道給水条例の廃止)

2 成田市水道事業上水道給水条例（昭和43年条例第16号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に旧条例の規定に基づき行われた行為については、この条例の相当規定に基づいて行われた行為とみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

附 則（平成11年12月27日条例第32号）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の成田市水道事業給水条例第22条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日の前日までの使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月31日条例第18号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月30日条例第14号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第24号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月27日条例第41号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日条例第6号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第3号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月22日条例第26号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の成田市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第22条第1項の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金から適用し、施行日の前日までの使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 水道料金の算定の基礎となる使用水量については、その使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る水道料金は、当該使用期間における各日の使用水量を等量とみなし、日割りで算定するものとする。
- 4 新条例第29条第2項の表の規定は、施行日以後に承認を受ける給水装置工事に係る給水申込納付金から適用し、施行日前に承認を受けた給水装置工事に係る給水申込納付金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月19日条例第33号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用等に係る使用料等であつて、施行日前に許可等をされたものの額については、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して供給している公共下水道、水道及び簡易水道（以下「公共下水道等」という。）の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料等の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料等（施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である公共下水道等の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料等を前回確定日（その直前の使用料等の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、第35条の規定による改正後の成田市下水道条例第20条の表の規定、第36条の規定による改正後の成田市水道事業給水条例第22条第1項の表の規定、第37条の規定による改正後の成田市簡易水道事業給水条例別表の規定及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成31年3月7日条例第4号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用等に係る使用料等であつて、施行日前に許可等をされたものの額については、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して供給している公共下水道、水道及び簡易水道（以下「公共下水道等」という。）の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料等の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料等（施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である公共下水道等の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料等を前回確定日（その直前の使用料等の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、第41条の規定による改正後の成田市下水道条例第20条の表の規定、第42条の規定による改正後の成田市水道事業給水条例第22条第1項の表の規定、第43条の規定による改正後の成田市簡易水道事業給水条例別表の規定及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（令和元年9月26日条例第19号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

8.4 成田市簡易水道事業給水条例

○成田市簡易水道事業給水条例

平成18年3月24日

条例第37号

(趣旨)

第1条 この条例は、成田市簡易水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するため、必要な事項を定めるものとする。

(料金)

第2条 料金は、別表により算出した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

2 市長は、共同住宅で専用給水装置を複数の世帯が共同で使用している場合には、当該各世帯の使用水量を等量とみなして料金の計算をすることができる。この場合における基本料金の額は、給水装置の口径に応じた金額とし、口径20ミリメートルを超えるものの金額については、口径20ミリメートルの金額とする。

(給水申込納付金)

第3条 給水装置の新設又は改造(給水管の口径を増径する場合に限る。次項ただし書において同じ。)をしようとする者(成田市水道事業給水条例(平成10年条例第19号。以下「給水条例」という。)第26条第1項に規定する者を除く。)は、市長に給水申込納付金(以下「納付金」という。)を納付しなければならない。

2 納付金の額は、次表に掲げるとおりとする。ただし、前項の改造をしようとする者の納付金の額は、改造後の口径に係る納付金の額と改造前の口径に係る納付金の額との差額とする。

	使用する給水管の口径	納付金の額
下総地区簡易水道の給水区域	13ミリメートル	132,000円
	20ミリメートル	275,000円
	25ミリメートル	462,000円
	30ミリメートル	715,000円
	40ミリメートル	1,430,000円
	50ミリメートル	2,475,000円
	75ミリメートル	6,600,000円
大栄地区簡易水道の給水区域	13ミリメートル	148,500円
	20ミリメートル	297,000円
	25ミリメートル	484,000円
	30ミリメートル	748,000円
	40ミリメートル	1,474,000円
	50ミリメートル	2,277,000円

	75ミリメートル	5,522,000円
	100ミリメートル以上	市長が定める額

- 3 給水条例第15条第2項の規定により受水槽に接続する装置にメーターを設置する場合にあっては、当該装置を給水装置とみなす。
- 4 納付金は、給水条例第4条の承認後市長が定める納期限の日又は給水条例第32条第3項の確認申請後市長が定める納期限の日までに納付しなければならない。
- 5 既納の納付金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平31条例4・一部改正)

(準用)

第4条 この条例に定めるもののほか、簡易水道事業の給水について必要な事項は、給水条例の規定(第1条、第22条、第29条及び第39条を除く。)を準用する。この場合において、第2条中「水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」とあるのは「市長」と、第4条から第10条まで、第12条から第16条第1項まで、第17条及び第18条中「管理者」とあるのは「市長」と、第19条第1項中「管理者に」とあるのは「市長に」と、第19条第2項、第20条、第23条、第24条、第26条から第28条まで及び第30条から第35条までの規定中「管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。
(下総町及び大栄町の編入に伴う経過措置)
- 2 下総町及び大栄町の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに、下総町水道事業給水条例(平成17年下総町条例第2号。以下「下総町条例」という。)又は大栄町給水条例(平成13年大栄町条例第28号。以下「大栄町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 編入日の前日までにした下総町条例及び大栄町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、この条例の規定にかかわらず、下総町条例及び大栄町条例の例による。

附 則(平成21年3月25日条例第3号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月19日条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用等に係る使用料等であつて、施行日前に許可等をされたものの額については、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して供給している公共下水道、水道及び簡易水道（以下「公共下水道等」という。）の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料等の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料等（施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である公共下水道等の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料等を前回確定日（その直前の使用料等の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、第35条の規定による改正後の成田市下水道条例第20条の表の規定、第36条の規定による改正後の成田市水道事業給水条例第22条第1項の表の規定、第37条の規定による改正後の成田市簡易水道事業給水条例別表の規定及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成31年3月7日条例第4号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用等に係る使用料等であつて、施行日前に許可等をされたものの額については、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して供給している公共下水道、水道及び簡易水道（以下「公共下水道等」という。）の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料等の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料等（施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である公共下水道等の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料等を前回確定日（その直前の使用料等の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、第41条の規定による改正後の成田市下水道条例第20条の表の規定、第42条の規定による改正後の成田市水道事業給水条例第22条第1項の表の規定、第43条の規定による改正後の成田市簡易水道事業給水条例別表の規定及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

別表

(平31条例4・全改)

(1) 下総地区簡易水道の給水区域

用途	口径(ミリメートル)	基本料金(1月につき)		超過料金(1立方メートル当たり)
		基本水量	料金	使用水量による料金区分
専用	20以下	使用水量10立方メートルまで	1,991円	使用水量30立方メートルまで 199円10銭 30立方メートルを超え100立方メートルまで 220円 100立方メートルを超える分 231円
	25		4,086円50銭	
	30		4,191円	
	40		4,295円50銭	
	50		5,238円20銭	
	75		5,762円90銭	
	100		6,286円50銭	
共用	全ての口径	1世帯につき使用水量10立方メートルまで	1,991円	1世帯につき使用水量30立方メートルまで 199円10銭 30立方メートルを超え100立方メートルまで 220円 100立方メートルを超える分 231円
臨時用	全ての口径	使用水量10立方メートルまで	2,514円60銭	使用水量30立方メートルまで 251円90銭 30立方メートルを超える分 262円90銭

(2) 大栄地区簡易水道の給水区域

料金(1月につき)		従量料金(1立方メートル当たり)
口径(ミリメートル)	基本料金 料金	
13	352円	198円
20	935円	
25	1,540円	
30	2,420円	
40	4,730円	
50	6,930円	

75	17,380円
100以上	市長が定める額

別表

(1) 下総地区簡易水道の給水区域

用途	口径(ミリメートル)	基本料金(1カ月につき)		超過料金(1立方メートル当たり)
		基本水量	料金	使用水量による料金区分
専用	20以下	使用水量10立方メートルまで	1,954円80銭	使用水量30立方メートルまで 195円48銭 30立方メートルを超え100立方メートルまで 216円 100立方メートルを超える分 226円80銭
	25	使用水量20立方メートルまで	4,012円20銭	
	30		4,114円80銭	
	40		4,217円40銭	
	50		5,142円96銭	
	75		5,658円12銭	
	100		6,172円20銭	
共用	全ての口径	1世帯につき使用水量10立方メートルまで	1,954円80銭	1世帯につき使用水量30立方メートルまで 195円48銭 30立方メートルを超え100立方メートルまで 216円 100立方メートルを超える分 226円80銭
臨時用	全ての口径	使用水量10立方メートルまで	2,468円88銭	使用水量30立方メートルまで 247円32銭 30立方メートルを超える分 258円12銭

(2) 大栄地区簡易水道の給水区域

料金(1カ月につき)		
基本料金		従量料金(1立方メートル当たり)
口径(ミリメートル)	料金	
13	345円60銭	194円40銭
20	918円	
25	1,512円	

30	2,376円	
40	4,644円	
50	6,804円	
75	17,064円	
100以上	市長が定める額	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用等に係る使用料等であって、施行日前に許可等をされたものの額については、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して供給している公共下水道、水道及び簡易水道(以下「公共下水道等」という。)の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料等の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料等(施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である公共下水道等の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料等を前回確定日(その直前の使用料等の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、第35条の規定による改正後の成田市下水道条例第20条の表の規定、第36条の規定による改正後の成田市水道事業給水条例第22条第1項の表の規定、第37条の規定による改正後の成田市簡易水道事業給水条例別表の規定及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

8.5 成田市水道事業給水条例施行規程

○成田市水道事業給水条例施行規程

平成10年3月31日
水道事業管理規程第1号

(趣旨)

第1条 この管理規程は、成田市水道事業給水条例（平成10年条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工事の承認申請)

第2条 条例第4条の承認を受けようとする者は、給水装置新設（改造・修繕・撤去）承認申請書（別記第1号様式）に必要書類を添えて水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に申請しなければならない。

2 条例第6条第2項の規定により設計審査を受けようとする者は、前項の申請書と併せて、給水装置工事設計・精算書（別記第2号様式）を管理者に提出しなければならない。

3 給水装置の新設又は改造に伴って受水槽を設置しようとする者は、第1項の申請書にその設計に関する参考図書を添付しなければならない。

(給水装置工事の中止)

第3条 条例第4条の規定により給水装置工事の承認を受けた者が当該承認に係る給水装置工事を中止したときは、直ちに給水装置工事中止届（別記第3号様式）により管理者に届け出なければならない。

(給水装置の構成及び附属用具)

第4条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水栓をもって構成する。

2 給水装置には、メーター筐その他の附属用具を備えなければならない。

(給水管及び給水用具の構造及び材質)

第5条 条例第7条第1項の規定により管理者が指定する給水管及び給水用具の構造及び材質のうち、公道（公道と同等の又は公道に準ずる利用形態が認められる私道を含む。）内に用いる給水管の材質は、次のとおりとする。

- (1) 口径が50ミリメートル以下の給水管 ステンレス鋼管又はポリエチレン管
 - (2) 口径が50ミリメートルを超える給水管 ダクタイル鋳鉄管又はポリエチレン管
- (平28水管規程5・一部改正)

(給水管径の決定)

第6条 給水管の口径は、給水装置の所要水量及び給水栓の同時使用率その他の事情を考慮して定めなければならない。

(工事検査)

第7条 条例第6条第2項の規定により給水装置工事の工事検査を受けようとする者は、工事しゅん工後、直ちに工事検査申請書（別記第4号様式）により管理者に申請しなければならない。

(給水契約の申込み)

第8条 条例第12条の規定による申込みをしようとする者は、給水契約申込書（別記第5号様式）により管理者に申し込まなければならない。

(メーターの設置)

第9条 条例第15条第1項に規定するメーターは、1建築物に1個とする。ただし、当該建築物が構造上2以上の部分に区分されており、独立して住居、店舗、事務所等の建物としての用途に供することができる場合であつて、給水装置を個別に当該部分に設置したときは、当該給水装置ごとにメーターを設置することができる。

2 条例第15条第3項に規定するメーターの設置の位置は、次に掲げる要件を備えているものとし、当該メーターは、水平に設置しなければならない。

(1) メーターの点検を容易に行うことができること。

(2) 常に乾燥していること。

(3) メーターを損傷するおそれがないこと。

(メーターの管理)

第10条 メーターを設置する場所には、点検又は修繕に支障を来すような物件を置き、又は工作物を設置してはならない。

2 物件又は工作物の設置によりメーターの点検又は修繕が著しく困難である場合は、管理者は、当該メーターの位置を変更することができる。

(受水槽に接続する装置)

第11条 条例第15条第2項の規定により市のメーターを設置する受水槽に接続する装置に係る工事のうちメーターに接続する部分に係る工事（修繕を除く。）は、指定給水装置工事事業者が施行するものとする。

2 前項に規定する工事の設計又は施行方法については、管理者が別に定める。

(給水装置等の検査の請求)

第12条 条例第20条第1項の規定により給水装置の検査又は供給する水の水質検査の請求をしようとする者は、給水装置（水質）検査請求書（別記第6号様式）により管理者に請求しなければならない。

(使用水量の通知)

第13条 条例第23条の規定により管理者が使用水量を計量したときは、その都度、その使用水量を水道使用者に通知する。

(給水申込納付金に係る給水管の口径)

第14条 条例第29条第2項の規定により給水申込納付金の額を算定する場合において、当該給水装置が異なる口径の給水管で構成されているときは、当該給水装置に係る給水

管の口径は、当該給水装置に設置するメーターの口径と等しい口径の給水管の口径として同項中の表を適用する。

(料金等の減免申請)

第15条 条例第30条に規定する料金、手数料、給水申込納付金その他の費用の減免を申請しようとする者は、料金等減免申請書（別記第8号様式）により管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、その旨を料金等減免決定・却下通知書（別記第9号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(還付金の充当)

第15条の2 管理者は、前条第2項の規定による減免の決定をしたことにより還付金が生じた場合において、還付を受けるべき者に未収金があるときは、当該未収金に還付金を充当することができる。

(給水装置の確認申請)

第16条 条例第32条第3項に規定する給水装置の確認を受けようとする者は、給水装置確認申請書（別記第10号様式）に給水装置工事設計・精算書その他必要な書類を添えて、管理者に申請しなければならない。

(平28水管規程5・一部改正)

(給水停止の通知)

第17条 条例第33条の規定により管理者は、給水を停止しようとするときは給水停止予告書（別記第10号様式の2）により、給水を停止したときは給水停止書（別記第10号様式の3）により水道使用者に通知するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第18条 条例第36条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理は、次に掲げる管理基準により行うものとする。

- (1) 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。
- (2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

2 条例第36条第2項の規定による管理の状況に関する検査は、毎年1回以上定期的に、給水栓における水の色、濁り、臭い、味及び残留塩素の有無に関する水質について行うものとする。

(令2水管規程2・一部改正)

(届出の様式)

第19条 次の各号に掲げる届出の様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第13条の届出 給水装置所有者代理人選定届 (別記第11号様式)
- (2) 条例第14条第1項の届出 管理人選定届 (別記第12号様式)
- (3) 条例第17条第1項第1号の届出 給水契約解除届 (別記第13号様式)
- (4) 条例第17条第1項第2号の届出 用途変更届 (別記第14号様式)
- (5) 条例第17条第1項第3号の届出 私設消火栓消防演習使用届 (別記第15号様式)
- (6) 条例第17条第2項第1号の届出 水道使用者氏名(住所)変更届 (別記第16号様式)
- (7) 条例第17条第2項第2号の届出 給水装置所有者変更届 (別記第17号様式)
- (8) 条例第17条第2項第3号の届出 消防用使用届 (別記第18号様式)
- (9) 条例第17条第2項第4号の届出 管理人変更届 (別記第19号様式)

(平28水管規程5・一部改正)

(委任)

第20条 この管理規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(下総町及び大栄町の編入に伴う経過措置)

2 下総町及び大栄町の編入の前日までに、下総町水道事業給水条例施行規程(平成17年下総町訓令第2号)又は大栄町水道事業給水条例施行規程(平成13年大栄町告示第39号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成11年4月1日水管規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日水管規程第1号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日水管規程第1号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日水管規程第3号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月27日水管規程第7号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日水管規程第1号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月30日水管規程第4号）

（施行期日）

1 この規程は、平成16年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に様式の規定に基づいて作成されている帳票等は、この規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成18年3月24日水管規程第9号）

この規程は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成21年3月31日水管規程第1号）

この管理規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月23日水管規程第3号）

この管理規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月29日水管規程第5号）

この管理規程は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第16条及び第19条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月26日水管規程第2号）

この管理規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日水管規程第2号）

この管理規程は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式

給水装置新設(改造・修繕・撤去)承認申請書

年 月 日

(あて先)成田市長

申請者 住 所
ふりがな
氏名又は名称
電 話 番 号

㊞

給水装置新設(改造・修繕・撤去)の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

工 事 場 所			
工 事 区 分	新 設 ・ 改 造 ・ 修 繕 ・ 撤 去		
建 築 確 認	年 月 日 第 号 (新築・増築・改築)		
給 水 装 置 の 種 類	専用 共用 私設消火栓	栓数 栓数 栓数	個 個 個
使 用 者	ふりがな 氏 名		
指定給水装置 工事事業者名	指定番号 第 号 ㊞	給水装置工事 主任技術者名	免状番号 第 号 ㊞
利害関係人の 承 諾	土 地 所 有 者	住所	氏名 ㊞
	家 屋 所 有 者	住所	氏名 ㊞
	既設管所有者	住所	氏名 ㊞
申請の条件 ア 成田市水道事業給水条例及び成田市水道事業給水条例施行規程を了承し、これを遵守します。 イ この工事について第三者から異議があったときは、一切当方で処理します。 ウ 工事完成後は、道路部分に属する給水装置を貴市に寄付します。			
納入通知書送付先	郵 便 番 号 住 所 氏名又は名称 電 話 番 号		

第3号様式

給 水 装 置 工 事 中 止 届

年 月 日

(あて先)成田市長

届出者 住 所
ふりがな
氏名又は名称
電 話 番 号



給水装置工事を中止したいので、次のとおり届け出ます。

工 事 場 所	
工 事 区 分	新 設・改 造・修 繕・撤 去
指定給水装置 工事事業者名	指定番号第 号
中 止 理 由	
承認申請受付 番号	年 月 日 第 号
工 事 承 認 年 月 日	年 月 日

第4号様式

工 事 検 査 申 請 書

年 月 日

(あて先)成田市長

申請者 住 所

ふりがな

氏名又は名称



電 話 番 号

給水装置工事の工事検査を受けたいので、次のとおり申請します。

受付番号	年 月 日 第 号	承認年月日	年 月 日
工事場所			
指定給水装置 工事事業者名	名 称 電話番号		印
給水装置工事 主任技術者名			印

※太線枠内のみ記入して提出すること。

検 査 日	年 月 日		
検 査 結 果	合 格・不 合 格		
手直し指示年月日	年 月 日 まで		
検 査 担 当 者			
工 事 区 分	新 設 ・ 改 造 ・ 修 繕 ・ 撤 去		
種 類	専 用 ・ 共 用 ・ 私 設 消 火 栓		
用 途	一 般 用 ・ 臨 時 用		
メーター口径	mm		
メーター番号			
検 満 年 月	年 月		
設 置 年 月 日	年 月 日		
水 栓 番 号		ブロック番号	
備 考			

第5号様式

給水契約申込書

年 月 日

(あて先)成田市長

申込者 住 所
ふりがな
氏 名
電話番号



水道を使用したいので、次のとおり申し込みます。

給水装置所在地					
使 用 者	ふりがな 氏 名		電話番号		
給 水 装 置 者 所 有 者	住 所 ふりがな 氏 名		電話番号		
給水装置の種類	1 専 用 2 共 用 3 私設消火栓				
用 途	1 一般用 2 臨時用				
納 入 方 法	1 口座振替 2 納入通知書				
納入通知書送付先	郵便番号 住 所 氏名又は名称 電 話 番 号				
水栓番号	メーター口径	番 号	指 針	取 付	検 満
	mm			年 月 日	年 月
使用開始予定日	年 月 日				
備 考					

第6号様式

給水装置(水質)検査請求書

年 月 日

(あて先)成田市長

請求者 住 所

ふりがな

氏 名

電話番号



次のとおり給水装置(水質)の検査を請求します。

検 査 区 分	給水装置 ・ メーター ・ 水 質
給水装置所在地	
請 求 の 理 由	

第8号様式

料 金 等 減 免 申 請 書

年 月 日

(あて先)成田市長

申請者 住 所

ふりがな

氏 名



電話番号

料金, 手数料, 給水申込納付金その他の費用の減免を申請します。

水 栓 番 号		メーター口径	mm
給水装置所在地			
申 請 区 分	料金・手数料・給水申込納付金・その他()		
理 由			

第9号様式

成田市水道事業指令第 号

住所
氏名

料金等減免決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった料金、手数料、給水申込納付金その他の費用の減免について、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

成田市長



記

1 減免する。

区 分	水道料金 ・ 手数料 ・ 給水申込納付金 ・ その他
減 免 金 額	円

2 減免しない。

理 由	
-----	--

第10号様式

給 水 装 置 確 認 申 請 書

年 月 日

(あて先)成田市長

申請者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話 番 号

㊟

給水装置の確認を受けたいので、次のとおり申請します。

工 事 場 所					
工 事 区 分	新 設 ・ 改 造 ・ 修 繕 ・ 撤 去				
建 築 確 認	年 月 日 第 号 (新築・増築・改築)				
給 水 装 置 の 種 類	専用 栓数 個	共用 栓数 個	私設消火栓 栓数 個	用 途	用
使 用 者	ふりがな 氏 名				
給 水 装 置 工 事 施 行 者	住 所 ふりがな 氏 名 ㊟ 電 話 番 号				
利 害 関 係 人 の 承 諾	土 地 所 有 者	住所	氏 名	㊟	
	家 屋 所 有 者	住所	氏 名	㊟	
	既 設 管 所 有 者	住所	氏 名	㊟	
申 請 の 条 件	<p>ア 成田市水道事業給水条例及び成田市水道事業給水条例施行規程を了承し、これを遵守します。</p> <p>イ この工事について第三者から異議があったときは、一切当方で処理します。</p> <p>ウ 工事完成後は、道路部分に属する給水装置を貴市に寄付します。</p>				
納 入 通 知 書 送 付 先	郵 便 番 号 住 所 氏 名 又 は 名 称 電 話 番 号				

第10号様式の2

給 水 停 止 予 告 書

年 月 日

様

成田市長



成田市水道事業給水条例第33条の規定により下記のとおり給水を停止しますので、あらかじめお知らせします。

記

1 給水停止日

2 理 由

なお、詳細は、水道部 課までお問い合わせください。

電話 ()

第10号様式の3

成田市水道事業達第 号

住所
氏名

給 水 停 止 書

成田市水道事業給水条例第33条の規定により下記のとおり給水を停止しました。

年 月 日

成田市長



記

1 給水停止日

2 理 由

なお、詳細は、水道部 課までお問い合わせください。

電話 ()

第11号様式

給水装置所有者代理人選定届

年 月 日

(あて先)成田市長

届出者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話 番 号

㊟

代理人を選定しましたので、次のとおり届け出ます。

水 栓 番 号	
給水装置所在地	
代 理 人	住 所 ふりがな 氏 名 ㊟ 電話番号

第12号様式

管 理 人 選 定 届

年 月 日

(あて先)成田市長

届出者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話 番 号

㊟

管理人を選定しましたので、次のとおり届け出ます。

水 栓 番 号	
給水装置所在地	
区 分	共 有 ・ 共 用 ・ そ の 他
管 理 人	住 所 ふりがな 氏 名 ㊟ 電 話 番 号

第13号様式

給 水 契 約 解 除 届

年 月 日

(あて先)成田市長

届出者 住 所
ふ り が な
氏 名
電 話 番 号



水道の使用をやめたいので、次のとおり届け出ます。

水 栓 番 号			
給水装置所在地			
ふ り が な 使 用 者 氏 名			
移転先(連絡先)	郵便番号	電話番号	
給水装置所有者	住 所 氏 名	電話番号	
メーター口径	mm	メーター番号	
解除予定年月日	年	月	日 午 前 ・ 午 後
解 除 の 理 由			

第14号様式

用 途 変 更 届

年 月 日

(あて先)成田市長

届出者 住 所
ふ り が な
氏 名
電 話 番 号



次のとおり用途を変更したいので、届け出ます。

水 栓 番 号	
給水装置所在地	
旧 用 途	
新 用 途	
変 更 年 月 日	年 月 日

第15号様式

私設消火栓消防演習使用届

年 月 日

(あて先)成田市長

届出者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話 番 号



次のとおり私設消火栓を消防演習のため使用したいので、届け出ます。

水 栓 番 号	
消 火 栓 所 在 地	
消 火 栓 数	
現 場 責 任 者	
消 防 演 習 使 用 予 定 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

第16号様式

水道使用者氏名(住所)変更届

年 月 日

(あて先)成田市長

届出者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話 番 号



次のとおり氏名(住所)を変更しましたので、届け出ます。

水 栓 番 号	
給水装置所在地	
旧氏名(住所)	
新氏名(住所)	
変 更 年 月 日	年 月 日
納 入 通 知 書 送 付 先	郵 便 番 号 住 所 氏名又は名称 電 話 番 号

第17号様式

給水装置所有者変更届

年 月 日

(あて先)成田市長

届出者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話 番 号

㊟

次のとおり所有者を変更しましたので、届け出ます。

水 栓 番 号		メーター口径	mm
給水装置所在地			
種 類	専 用 ・ 共 用 ・ そ の 他	用 途	
旧 所 有 者	住 所 ふりがな 氏 名 ㊟ 電話番号		
新 所 有 者	住 所 ふりがな 氏 名 ㊟ 電話番号		
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 理 由			

第18号様式

消 防 用 使 用 届

年 月 日

(あて先)成田市長

届出者 住 所
ふ り が な
氏 名
電 話 番 号



次のとおり消防用に使用しましたので、届け出ます。

水 栓 番 号		メーター口径	mm
給水装置所在地			
使 用 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
消防(演習)の概要			

第19号様式

管 理 人 変 更 届

年 月 日

成田市長 様

届出者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話 番 号



次のとおり管理人を変更しましたので、届け出ます。

水 栓 番 号	
給水装置所在地	
区 分	共 有 ・ 共 用 ・ そ の 他
旧 管 理 人	住 所 ふりがな 氏 名 電話番号
新 管 理 人	住 所 (ふりがな) 氏 名 電話番号
変 更 理 由	

8.6 成田市指定給水装置工事事業者規程

○成田市指定給水装置工事事業者規程

平成10年3月31日
水道事業管理規程第2号

(趣旨)

第1条 この管理規程は、成田市水道事業給水条例（平成10年条例第19号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、成田市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この管理規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 需要者に水を供給するために水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「施行規則」という。）第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。
- (3) 主任技術者 給水装置工事主任技術者をいう。

(業務処理の原則)

第3条 指定工事事業者は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）、施行規則、条例、成田市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道事業管理規程第1号。以下「施行規程」という。）及びこの規程並びにこれらの規定に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

(指定の申請)

第4条 条例第6条第1項の指定は、給水装置工事事業者の申請により行う。

2 指定工事事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第1による申請書に次に掲げる事項を記載し、管理者に申請しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
- (2) 成田市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第8号）第3条第2項に定める計画給水区域において給水装置工事事業者の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
- (3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- (4) 事業の範囲

- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 次条第3号のアからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
 - (2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し
- 4 前項第1号に規定する書類は、施行規則に定められた様式第2によるものとする。

(令元水管規程5・一部改正)

(指定の基準)

第5条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に掲げる機械器具を有する者であること。
 - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 精神の機能の障害により給水装置工事業の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(令元水管規程5・一部改正)

(指定証の交付等)

第6条 管理者は、第4条第1項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に成田市指定給水装置工事業業者指定証（別記様式。以下「指定証」という。）を交付する。

- 2 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第8条の規定による指定の取消しを受けたときは、指定証を管理者に返納するものとする。
- 3 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第9条の規定による指定の停止を受けたときは、指定証を管理者に提出するものとする。
- 4 指定工事業者は、指定証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(指定の更新)

第6条の2 第4条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前3条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

5 前項において準用する前条第1項に規定する場合において、管理者は、指定工事業者から指定証を返納させた上で、新たな指定証を交付するものとする。

(令元水管規程3・追加)

(変更等の届出)

第7条 指定工事業者は、次の各号のいずれかの事項に変更があったとき又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 法人にあっては、役員の氏名
- (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に施行規則に定められた様式第10による届出書に次の書類を添えて管理者に届け出なければならない。

- (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
- (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められている様式第2による第5条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

3 第1項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは当該再開の日から10日以内に、施行規則に定められた様式第11による届出書により管理者に届け出なければならない。

(令元水管規程5・一部改正)

(指定の取消し)

第8条 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。
- (2) 第5条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第12条各項の規定に違反したとき。
- (5) 第13条に規定する給水装置工事業の事業の運営に関する基準に従った適正な工事業の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第16条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第17条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する給水装置工事業が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(令元水管規程3・一部改正)

(指定の停止)

第9条 前条各号に該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

(指定等の公示)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、その都度成田市公告式条例（昭和29年条例第3号）に基づき公示する。

- (1) 第4条第1項の規定により指定工事業者を指定したとき。
- (2) 第6条の2第4項の規定において準用する第4条第1項の規定により指定工事業者の指定を更新したとき。
- (3) 第7条の規定により指定工事業者から給水装置工事業の廃止、休止、又は再開の届出があったとき。
- (4) 第8条の規定により指定工事業者の指定を取り消したとき。
- (5) 前条の規定により指定工事業者の指定を停止したとき。

(令元水管規程3・一部改正)

(主任技術者の職務等)

第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第6条に定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ 第13条第2号に掲げる工事に係る工法，工期その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

- 2 給水装置工事に従事する者は，主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(令元水管規程3・一部改正)

(主任技術者の選任等)

第12条 指定工事業者は，第4条第1項の指定を受けた日から2週間以内に，事業所ごとに，主任技術者を選任し，管理者に届け出なければならない。

2 指定工事業者は，その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは，当該事由が発生した日から2週間以内に新たに主任技術者を選任し，管理者に届け出なければならない。

3 指定工事業者は，主任技術者を選任し，又は解任したときは，施行規則に定められた様式第3による届出書により，遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

4 指定工事業者は，主任技術者の選任を行うに当たっては，一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし，1人の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは，この限りでない。

(事業の運営の基準)

第13条 指定工事業者は，次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い，適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

(1) 給水装置工事ごとに，前条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから，当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において，当該配水管及び他の地下埋設物に変形，破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ，又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。

(3) 前号に掲げる工事を施行するときは，あらかじめ管理者の承認を受けた工法，工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

(4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために，研修の機会を確保するよう努めること。

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断，加工，接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施行した給水装置工事ごとに，第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ，当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

- ア 施主の氏名又は名称
- イ 施行の場所
- ウ 施行完了年月日
- エ 主任技術者の氏名
- オ しゅん工図
- カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- キ 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果
(令元水管規程3・一部改正)

(設計審査)

第14条 指定工事業者は、条例第6条第2項に規定する設計審査を受けるため、施行規程第2条第2項に定める給水装置工事設計・精算書に設計図を添えて管理者に申請しなければならない。

(工事検査)

第15条 指定工事業者は、条例第6条第2項に規定する給水装置工事検査を受けるため、工事しゅん工後速やかに施行規程第7条に定める工事検査申請書により管理者に申請しなければならない。

- 2 指定工事業者は、検査の結果、手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

第16条 管理者は、指定工事業者が施行した給水装置に関し、法第17条第1項の規定による給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し第13条第1号の規定により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第17条 管理者は、指定工事業者に対し、当該指定工事業者が施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第18条 この管理規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(成田市指定水道工事店規程の廃止)

第2条 成田市指定水道工事店規程(昭和56年訓令第4号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。

(旧規程に基づく成田市指定水道工事店に対する経過措置)

第3条 旧規程により指定を受けている成田市指定水道工事店（以下「指定工事店」という。）は、条例第6条第1項の適用については、平成10年4月1日から90日間（次項の規定による届出があったときは、その届出があったときまでの間）は、条例第6条第1項の指定を受けた者とみなす。

2 旧規程により指定を受けている指定工事店が、平成10年4月1日から90日以内に次の各号に定める事項を管理者に届け出たときは、条例第6条第1項の指定を受けた者とみなす。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 法人である場合には役員の氏名
- (3) 事業の範囲
- (4) 事業所の名称及び所在地

3 前項の届出は、民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律（平成8年法律第107号）による改正後の水道法附則第2条第2項の届出に関する省令により定められた別記様式による届出書を提出して行うものとする。

4 前項の届出書には、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録済証明書を添えなければならない。

5 第2項の届出を行う指定工事店は、届出と同時に旧規程に基づく成田市指定水道工事店指定証を管理者に返納しなければならない。

6 管理者は、第2項の届出の受理後、速やかに第6条第1項に定める指定証を交付する。

7 第2項の規定により条例第6条第1項の指定を受けた者とみなされた者についての第8条の規定の適用については、平成10年4月1日から1年間は、同条中「次の各号」とあるのは「第1号から第3号又は第5号から第8号まで」と、同条第2号中「第5条各号」とあるのは「第5条第2号又は第3号」とする。

8 第2項の規定により条例第6条第1項の指定を受けた者とみなされた者について第13条の規定を適用する場合においては、平成11年3月31日までの間、同条第1号、第4号及び第6号中「主任技術者」とあるのは「主任技術者又は旧規程に基づく責任技術者の資格を有する者」とする。

（旧規程に基づく責任技術者に対する経過措置）

第4条 平成10年3月31日において次の各号のいずれかに該当する者は、給水装置工事主任技術者試験及び水道法施行規則の一部を改正する省令（平成8年厚生省令第69号）附則第2条第1項に定める経過措置の適用並びに前条第8項に定める経過措置の適用にあたり、旧規程に基づく責任技術者の資格を有するものにあたりとみなす。

- (1) 旧規程に基づく責任技術者としての登録を受けている者
- (2) 旧規程に基づく責任技術者としての登録資格を有し、登録可能期間が満了していない者
- (3) その他管理者が前号の者に相当すると認める者

(下総町及び大栄町の編入に伴う経過措置)

第5条 下総町及び大栄町の編入の日の前日までに、下総町指定給水装置工事事業者規程（平成17年下総町訓令第3号）又は大栄町指定給水装置工事事業者規程（平成15年大栄町告示第28号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成13年3月30日水管規程第2号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日水管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月24日水管規程第10号）

この規程は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年4月28日水管規程第12号）

この規程は、平成18年4月29日から施行する。

附 則（平成20年9月30日水管規程第3号）

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の施行の日（平成20年12月1日）から施行する。

附 則（平成21年3月31日水管規程第1号）

この管理規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月21日水管規程第2号）

この管理規程は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（令和元年9月26日水管規程第3号）

この管理規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年12月18日水管規程第5号）

この管理規程は、公布の日から施行する。

別記様式



成田市指定給水装置工事事業者指定証

指定第 号

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

水道法第 16 条の 2 第 1 項の規定により成田市指定給水装置工事業者に
指定する。

有効期限 年 月 日までとする。

年 月 日

成田市長 印

8.7 給水装置工事検査要綱

○給水装置工事検査要綱

平成 18 年 3 月 27 日

平成 27 年 4 月 1 日改訂

(目的)

第 1 条 この要綱は、成田市水道事業給水条例（平成 10 年条例第 19 号。以下「条例」という。）第 6 条第 2 項の規定による給水装置工事の工事検査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(工事検査)

第 2 条 管理者は、成田市水道事業給水条例施行規程（平成 10 年水道事業管理規程第 1 号。以下「施行規程」という。）第 7 条の申請に係るすべての給水装置工事について、工事検査を行うものとする。また、管理者が必要と認めるときは、工事の施工過程においても行うものとする。

(検査員及び班編成)

第 3 条 検査員は、管理者が定める職員をもってあてるものとする。

2 工事検査は、原則として一班につき 2 名の検査員で行うものとする。ただし、管理者は、給水装置工事の規模に応じて検査員の数を変更することができる。

(工事検査の立会い)

第 4 条 工事検査の立会いは、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 36 条第 1 号の規定により、当該給水装置工事を行う者として指名された給水装置工事主任技術者とする。ただし、特段の事情があるときは、当該給水装置工事に精通している者を立会者とすることができる。

(自主検査の報告)

第 5 条 指定給水装置工事業者は、条例第 6 条第 2 項に規定する給水装置工事検査を受けるため、あらかじめ当該給水装置工事について自主検査し、その結果について工事検査申請書提出時に自主検査報告書（様式第 3 号）により管理者に提出しなければならない。

(検査事項及び方法)

第 6 条 工事検査は、施行規程第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する給水装置新設（改造・修繕・撤去）設計・精算書（以下「設計・精算書」という。）、工事写真及びその他の関係書類に基づき工事の実施状況について、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号。以下「令」という。）及び条例により、次の各号に掲げる項目を確認するものとする。

(1) 配管状況の確認

(2) 給水用具等設置状況の確認

特に、量水器の設置方向の確認並びに量水器を複数設置する場合における部屋番号及び量水器番号の照会については必ず行うこと。

(3) 使用材料の確認

(4) 水圧検査

原則として、耐圧性能試験（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成 9 年 3 月 19 日厚生省令第 14 号）第 1 条第 1 項第 1 号に規定する耐圧性能試験をいう。）を実施し、漏水の有無について確認すること。

(5) 水質検査

井水等の他の水管との接続誤り及び水質変化の確認のため、通水後給水栓より採水し、次に掲げる各項目について検査を行うこと。

残留塩素(遊離塩素)

(6) 路面復旧状況の確認

(7) その他、現場に応じた必要な事項

(工事の改善等)

第7条 工事検査の結果、改善を要すると認められた箇所が有るときは、文書又は口頭により期間を定め、当該工事の改善を指示することができる。

2 前項の規定により改善を指示した給水装置工事について、完成した旨の報告があったときは、当該部分の確認を行うものとする。

(検査の報告)

第8条 検査員は、工事検査の結果について工事検査報告書(様式第1号)及び工事検査調書(様式第2号)により報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年3月27日から施行する。

受付番号	
------	--

工 事 検 査 報 告 書

年 月 日

(あて先) 成田市長

検査員職・氏名

印
印

命により、給水装置工事の検査を実施したので、下記のとおり報告いたします。

記

工 事 場 所	成田市		
建物名称 (仮称)			
工 事 の 種 類		水栓番号	第 号
申 請 者	住 所		
	氏 名		
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者	指定番号 第 号		
給 水 装 置 工 事 主 任 技 術 者	免状番号 第 号		
検 査 立 会 者			
検 査 結 果	<input type="checkbox"/> 年 月 日に工事検査調書 (様式第2号) により 実施した工事検査の結果、適正であることを認める。 <input type="checkbox"/> 年 月 日に実施した工事検査の結果、先の指示 事項を改善したので、適正であることを認める。		

受付番号	
------	--

工 事 検 査 調 書

工事の種類	新設・改造・修繕・撤去	水栓番号	第 号
-------	-------------	------	-----

No	検 査 項 目	検 査 結 果	
1	管 の 種 類	<input type="checkbox"/> 設計・精算書のとおり <input type="checkbox"/> 不適合()	
2	管 の 口 径	<input type="checkbox"/> 設計・精算書のとおり <input type="checkbox"/> 不適合()	
3	布 設 延 長	<input type="checkbox"/> 設計・精算書のとおり <input type="checkbox"/> 不適合()	
4	埋 設 深 さ	<input type="checkbox"/> 公道部	<input type="checkbox"/> cm 以上 <input type="checkbox"/> 浅層埋設
		<input type="checkbox"/> 私道部	<input type="checkbox"/> 60cm 以上 <input type="checkbox"/> 60cm 未満(cm)
		<input type="checkbox"/> 宅内部	<input type="checkbox"/> 30cm 以上 <input type="checkbox"/> 30cm 未満(cm)
5	管 の 接 合 状 況	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 不適正()	
6	逆流防止装置の設置状況	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 不適正()	
7	吐水口と越流面との間隔	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 不適正()	
8	給水用具の取付状況	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 不適正()	
9	管 の 防 護 処 置	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 不適正()	
10	使 用 材 料 の 確 認	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 不適正()	
11	止水栓、筐の設置状況	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 不適正()	
12	量水器の設置状況	<input type="checkbox"/> 適正(<input type="checkbox"/> 設置方向 <input type="checkbox"/> 部屋番号 <input type="checkbox"/> 量水器番号) <input type="checkbox"/> 不適正()	
13	水 圧 検 査 (0.75Mpa・1分間)	<input type="checkbox"/> 漏水なし <input type="checkbox"/> 漏水あり(<input type="checkbox"/> 公道部 <input type="checkbox"/> 宅内部) <input type="checkbox"/> 常圧 Mpa	
14	水 質 検 査	<input type="checkbox"/> 残留塩素 mg/L <input type="checkbox"/> 色・濁り(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	
15	増圧装置の圧力制御	<input type="checkbox"/> 吐出圧力 MPa <input type="checkbox"/> 自動停止圧力 0.07MPa 以上 <input type="checkbox"/> 自動復帰圧力 0.10MPa	
16	路 面 復 旧 状 況	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良(<input type="checkbox"/> 仮復旧 <input type="checkbox"/> 本復旧)	
17	所 見	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 指示事項改善後、確認	

(指示事項) 改善期限： 年 月 日

・

・

受付番号	
------	--

自主検査報告書

年 月 日

(あて先) 成田市長

工事場所
 申請者
 指定給水装置工事事業者
 代表者氏名 印
 給水装置工事主任技術者氏名 印

水道法第25条の10の規定に基づき、下記の項目について確認したことを報告いたします。

No	検査項目	検査結果
1	管の種類	<input type="checkbox"/> 設計・精算書のとおり <input type="checkbox"/> 設計・精算書訂正
2	管の口径	<input type="checkbox"/> 設計・精算書のとおり <input type="checkbox"/> 設計・精算書訂正
3	布設延長	<input type="checkbox"/> 設計・精算書のとおり <input type="checkbox"/> 設計・精算書訂正
4	埋設深さ	<input type="checkbox"/> 公道部 <input type="checkbox"/> cm以上 <input type="checkbox"/> 浅層埋設
		<input type="checkbox"/> 私道部 <input type="checkbox"/> 60cm以上 <input type="checkbox"/> 60cm未満(cm)
		<input type="checkbox"/> 宅内部 <input type="checkbox"/> 30cm以上 <input type="checkbox"/> 30cm未満(cm)
5	管の接合状況	<input type="checkbox"/> 適正
6	逆流防止装置の設置状況	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 該当無し
7	吐水口と越流面との間隔	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 該当無し
8	給水用具の取付状況	<input type="checkbox"/> 適正
9	給水栓等の位置	<input type="checkbox"/> 設計・精算書のとおり <input type="checkbox"/> 設計・精算書訂正
10	管の防護処置	<input type="checkbox"/> 適正
11	使用材料の確認	<input type="checkbox"/> 認証品
12	止水栓、筐の設置状況	<input type="checkbox"/> 適正
13	耐圧検査(0.75Mpa・1分間)	<input type="checkbox"/> 漏水なし
14	水質検査	<input type="checkbox"/> 残留塩素 0.1mg/L以上を確認(mg/L)
		<input type="checkbox"/> 0.1mg/L以下(mg/L)
15	増圧装置の圧力制御	<input type="checkbox"/> 吐出圧力 MPa
		<input type="checkbox"/> 自動停止圧力 0.07MPa以上 <input type="checkbox"/> 自動復帰圧力 0.10MPa
16	路面復旧状況	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良(<input type="checkbox"/> 仮復旧 <input type="checkbox"/> 本復旧)

8.8 既設装置の給水装置認定取扱要綱

○既設装置の給水装置認定取扱要綱

平成 18 年 3 月 27 日

平成 27 年 4 月 1 日改訂

(目的)

第 1 条 この要綱は、既存の井水装置及び受水槽以下装置(以下「既設装置」という。)を成田市水道事業給水条例(平成 10 年条例第 19 号。以下「条例」という。)第 2 条に定める給水装置(以下「装置」という。)として再使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(認定の条件)

第 2 条 既設装置は、飲料水として使用されていたものであり、次の各号の条件をすべて満たしているもの、又は満たすよう取替えにより改善されたものとする。

- (1) 使用している給水管及び給水用具の構造及び材質が水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 6 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しているものであること。
- (2) 材質及び構造による水質汚染、老朽化による漏水のおそれがないものであること。
- (3) 当該装置以外の水管その他の設備等と完全に切り離されているものであること。

(認定基準)

第 3 条 給水装置としての認定は、成田市給水装置工事検査要綱(平成 18 年成田市告示第 号)に基づく工事検査により、第 2 条(認定の条件)を満たしていると認められる場合に行うものとする。

(申請)

第 4 条 申請の方法は、成田市水道事業給水条例施行規程(平成 10 年水道事業管理規程第 1 号。以下「施行規程」という。)第 2 条の規定によるものとし、次の各号に掲げる事項を調査した既設装置調査報告書(別記様式)及び第 2 項に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 第 2 条(認定の条件)の確認。
- (2) 原則として、耐圧性能試験(給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成 9 年 3 月 19 日厚生省令第 14 号)第 1 条第 1 項第 1 号に規定する耐圧性能試験をいう。)を実施し、漏水の有無についての確認。
- (3) 更生工事を施工した履歴があるかの確認。また、施工していた場合、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況の確認。

2 更生工事の施工が確認された場合の確認書類は下記のとおりとする。

図書類	塗料・工法及び施工状況が	
	確認可能	確認不可能
塗料の浸出性能基準適合証明書 (または認証登録証の写し)	○	
更生工事施工時の施工計画書	○	
更生工事施行時の施工報告書 (写真添付)	○	
浸出性能確認の水質試験成績証明書	○	
浸出性能試験成績証明書		○
誓約書	必要に応じ○	必要に応じ○
その他管理者が指示した書類	○	○

(申請書の記載)

第5条 申請書の記載は、次の各号によるものとする。

- (1) 配管図における表示は、既設装置を再使用する部分は点線、再使用しない部分は二重点線で表示するものとする。(参考例—1)
- (2) 使用材料の管種、口径及び延長は、再利用する既設装置及び新設する装置のすべてを記載するものとする。(参考例—1)
- (3) 使用材料は、再利用する既設装置分を既設装置材料と明示し、新設する装置と区分できるよう記載するものとする。(参考例—2)

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

既設装置調査報告書

年 月 日

(あて先) 成田市長

指定給水装置工事事業者名

給水装置工事主任技術者名

印

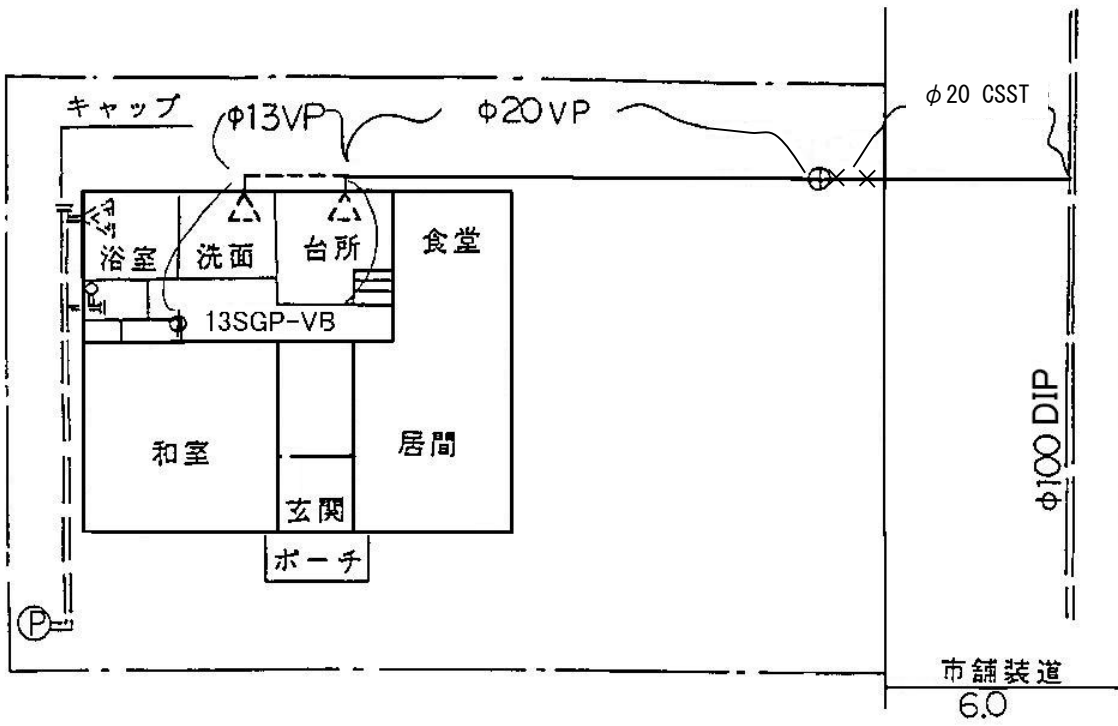
このことについて、既設装置の給水装置認定取扱要綱第4条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

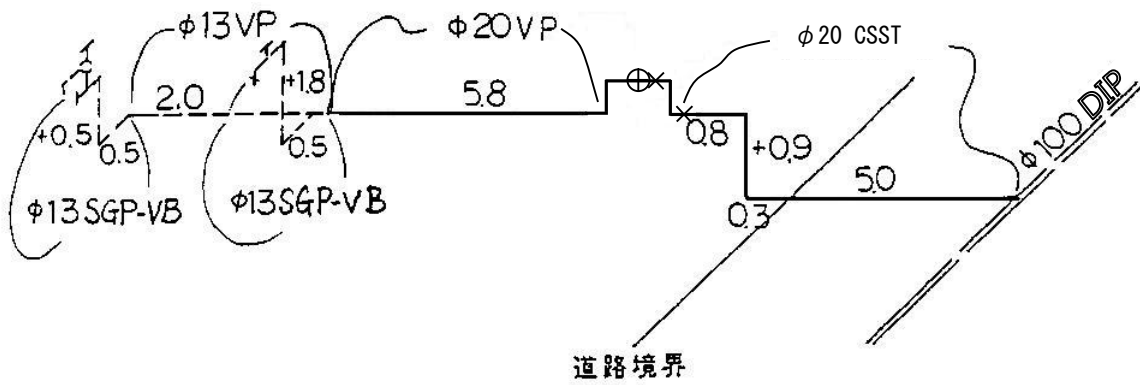
装置種別	井水装置 ・ 受水槽以下装置
工事場所	
申請者氏名	
既設水栓番号	
使用材料の確認	<input type="checkbox"/> 水道法施行令第6条の基準に適合している <input type="checkbox"/> 適合していないので改善が必要()
更生工事の有無	<input type="checkbox"/> あり(使用した塗料・工法及び施工状況の確認が <input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能) <input type="checkbox"/> なし
構造の確認	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常有り ()
他の水管、設備との切離確認	<input type="checkbox"/> 切離可能 <input type="checkbox"/> 切離不可能()
水圧試験 (0.75MPa 1分間)	<input type="checkbox"/> 漏水なし(写真添付) <input type="checkbox"/> 漏水有り ()
申請者確認欄	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 印</p>
備考	

* ()内に改善内容を記入のこと。

平面図



立面図



	品名	形寸	員数	
			設計	精算
公道部	ステンレス製サドル分水栓	100mm×20mm	1 個	
	PF 継手メーター用	20mm	1 個	
	波状ステンレス管	20mm	5.0 m	
	PF 継手ソケット	20mm	1 個	
宅地部	波状ステンレス管	20mm	2.0 m	
	ステンレス製ボール止水栓	20mm	1 個	
	止水栓筐	φ 75×450H	1 個	
	コンクリート平板	300×300×60t	1 個	
	埋設式メーターBOX (FRP)	20mm	1 個	
	ボール伸縮止水栓	20mm	1 個	
	ビニール管 (VP)	20mm	5.8 m	
	既設装置材料 (再利用分)			
	硬質塩化ビニル管	13mm	2.0 m	
	ビニルライニング鋼管 B	13mm	3.3 m	
	万能ホーム水栓	13mm	2 個	
<p>使用材料は、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 6 条に規定する基準に適合していることを確認しました。</p> <p>給水装置工事主任技術者</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>				

8.9 指定給水装置工事事業者の研修に関する取扱要綱

○指定給水装置工事事業者の研修に関する取扱要綱

平成 21 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 給水装置は、人の生命、健康に直接係る水道水の衛生に関連する施設である。したがって、指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）に定期的な研修を受講させることにより、お客さまへの安全・安心な給水の確保の実現に向けて市長からの速やかな情報提供を図るとともに、併せて、給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）の選任・解任等の変更届提出状況等の確認を同時に行うことを目的とする。

(研修対象者)

第 2 条 研修の対象は、市長が自ら指定を行った全ての指定事業者のうち、この研修を踏まえ必要な社内の周知や教育を実施できる者を対象とする。

(研修時期)

第 3 条 おおむね 3 年に 1 回の開催とする。

(研修通知)

第 4 条 市長は、自ら指定を行った全ての指定事業者に対して通知するものとする。

(申請手続)

第 5 条 研修を受講しようとする指定事業者は、次に掲げる事項を記載した研修受講申請書（別表第 1 号様式）を市長に提出するものとする。

- ①指定事業者名および住所。
- ②研修を受けようとする者の氏名および住所。
- ③主任技術者名等。

(研修費用)

第 6 条 研修に際し、市長が指定事業者より研修受講料として、その実費(テキスト代等)を徴収することができる。なお、その費用は市長がとりまとめることとする。

(研修修了証の交付)

第 7 条 研修受講者に対して、市長は修了証書（第 2 号様式）を交付することとする。

(研修不参加者の取扱い)

第 8 条 研修に参加できない指定事業者については、その理由を研修不参加理由書（第 3 号様式）によって市長に提出するものとする。

(研修の実施主体)

第 9 条 研修は、指定事業者を自ら指定している市長が実施する。

(研修テキスト)

第 10 条 研修は（社）日本水道協会の共通テキスト及び成田市のテキストを使用し行うものとする。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

成田市指定給水装置工事事業者
研修受講申請書

(あて先) 成田市長

年 月 日

成田市指定給水装置工事事業者の研修を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

指 定 番 号	第 号	
氏名又は名称		
住 所		
代表者の氏名		
電 話 番 号		
電 話 番 号		
F A X 番 号		
Eメールアドレス		
研 修 参 加 者		
住 所	氏 名	主任技術者の名状交付番号
		第 号
		第 号
		第 号

修了証書

指 定 番 号 号

氏名又は名称

受 講 者 名

給水装置工事主任技術者免状の交付番号 号

あなたは 年度の成田市水道部による
指定給水装置工事事業者の研修を終了
したことを証します。

年 月 日

成田市長

成田市指定給水装置工事事業者
研修不参加理由書

(あて先) 成田市長

年 月 日

特段の事由により、成田市指定給水装置工事事業者の研修に参加できないので、不参加理由書を提出します。

指 定 番 号	第 号
氏名又は名称	
住 所	
代表者の氏名	
電 話 番 号	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
Eメールアドレス	
研 修 不 参 加 事 由	

様式第3（第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

（あて先）成田市長

年 月 日

届出者

水道法25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
解任 の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者の免状の交付番号	選任・解任の年月日

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

（あて先）成田市長

年 月 日

届出者

水道法25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住 所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第 1 1 (第 3 5 条関係)

給水装置工事事業者 廃止届出書
再開

(あて先) 成田市長

年 月 日

水道法25条の7の規定に基づき、給水装置工事事業者の廃止の届出をします。
再開

指 定 番 号	第 号
氏名又は名称	
住 所	
代表者の氏名	
電 話 番 号	
(廃止・休止・再開) の年月日	
(廃止・休止・再開) の理由	

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

8.10 指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

○指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

平成 21 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、成田市指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年水道事業管理規程第 2 号。以下「事業者規程」という。)第 8 条又は第 9 条の規定に基づき、成田市指定給水装置工事事業者(以下「指定事業者」という。)の違反行為に係る事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)及び成田市水道事業給水条例の例による。

(違反行為の調査、報告等)

第 3 条 工務課長は、指定事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行う。

2 工務課長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、当該指定事業者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導する。

3 工務課長は、当該指定事業者から違反行為報告書(第 1 号様式)の提出を求めるとともに、違反行為調査兼報告書(第 2 号様式)を作成し、水道部長に報告を行う。

(文書による注意)

第 4 条 水道部長は、違反行為の内容を検討し、行政処分は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、文書による注意を行うことができる。

(行政処分)

第 5 条 水道部長は、違反行為の内容を検討し、行政処分が必要と認められるときには、市長に報告し、違反行為審査委員会(以下「審査委員会」という。)開催の要否について、意見を具申することができる。

(意見陳述のための手続)

第 6 条 市長は、違反行為の内容が行政処分に相当すると認めるときは、審査委員会の開催前に、当該処分の名あて人になるべき者について、弁明の機会を付与し又は意見陳述のため聴聞の手続を行うものとする。

2 弁明の機会の付与にあたっては、弁明書の提出を求めるものとする。

3 聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書により通知する。

4 聴聞は、工務課長が主宰する。

5 聴聞を終結したときは、水道部長は、速やかに聴聞調書、聴聞報告書及び処分案を作成し、市長に報告する。

6 その他意見陳述のための手続に関しては、成田市行政手続条例(平成 9 年 3 月 31 日条例第 1 号)に定めるところによる。

(審査委員会の開催)

第 7 条 行政処分を行うにあたっては、業務課長を審査委員長とする審査委員会を開催し、処分案について審議する。

2 審査委員会の委員は、次に掲げる職にある者とする。

(1) 水道技術管理者

(2) 水道部長

(3) 工務課長

(処分の決定)

第8条 処分の決定は、審査委員会の審議結果により市長が行う。

(処分の通知)

第9条 市長は、処分を決定した場合、処分決定通知書(第6号様式)により、当該指定事業者に対し通知を行う。

2 市長は、成田市指定給水装置工事事業者規程第8条の指定の取消し又は停止の処分を行う場合には、成田市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定に基づき告示を行う。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

第10条 水道法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者に、法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

(処分等の基準)

第11条 この要綱に定める違反行為に対する処分等の基準は、市長が別に定める。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

違 反 行 為 報 告 書

年 月 日

成田市長 様

指定給水装置
工事事業者
代表者氏名
電話番号
給水装置工事
主任技術者

印

印

水道法及び成田市給水条例に該当する違反行為について、次のとおり報告いたします。

施 行 年 月 日	
場 所	
給水装置の所有者 及び申請者	
直接施行业者	
直接施行責任者	
違反行為と なるべき事由	
違反行為に 至った経緯	

違 反 行 為 調 査 兼 報 告 書

成 水 工 第 号
年 月 日

(あて先)水道部長

報告者
工務課長

印

水道法及び成田市給水条例に該当する違反行為を認めたので、次のとおり報告いたします。

違 反 行 為 と な る べ き 事 由	
発 見 年 月 日	
発 見 場 所	
発 見 者	
発 見 の 状 況	
発 見 後 の 処 置	
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者	
主 任 技 術 者	
直 接 施 行 責 任 者	

処 分 決 定 通 知 書

成水工第 号
年 月 日

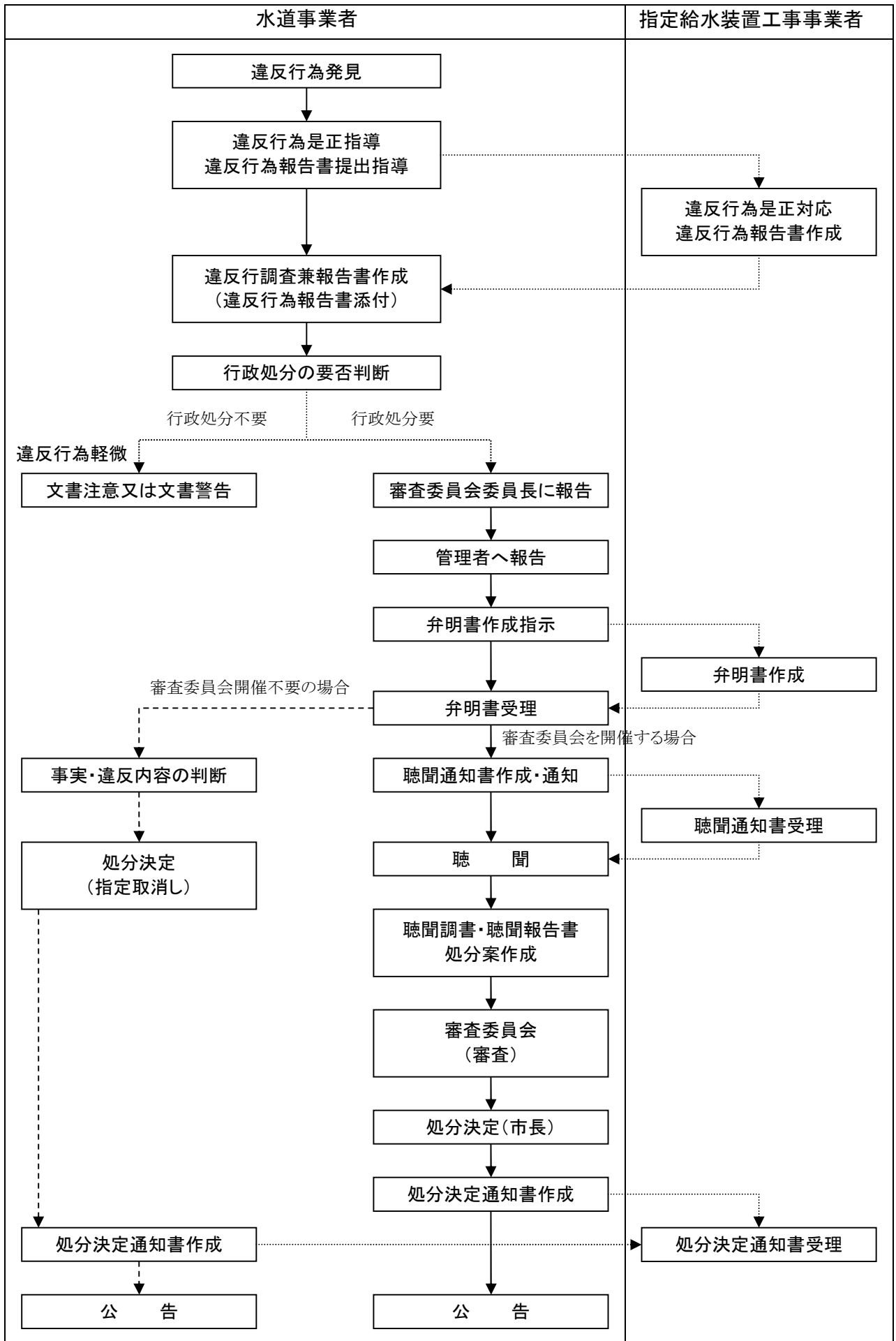
様

成田市長

あなたは、このたび水道法等に違反する不正工事等を行ったため、下記のとおり処分したので通知する。
今後、再度このようなことのないよう厳重注意を申し添える。

不正工事等の事実	
処 分 の 内 容	
処 分 の 理 由	

違反行為事務処理フロー



8.11 特定施設水道直結式スプリンクラー設備に関する取扱基準

○ 特定施設水道直結式スプリンクラー設備に関する取扱基準

1. 目的

消防法施行規則の一部改正省令(平成19年6月13日公布)に伴い、延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の小規模社会福祉施設に対してスプリンクラー設備の設置が義務付けられ、また、小規模社会福祉施設のスプリンクラー設備を水道法第3条第9項に規定する「給水装置」として認められることを受け、ここに取扱を定めるものとする。

※ 水道法第3条9項

この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

2. 調査

申請者は、設計前に本取扱基準に定める事項について事前に十分調査するとともに、申請地における配水管の口径及び水圧等の状況を調査する。

当該設備を設置しようとするときは、消防設備士の指導のもとに行うものとし、成田市消防本部予防課との十分な打合せを行うこととする。

- ・ 申請者又は委任を受けた指定工事店は、不明な点があれば速やかに担当職員と協議すること。
- ・ 給水装置工事の申込みにあつては、事前に現地調査を含めて申請地の状況を十分調査しておくこと。

また、必要に応じて、設置を行う給水管の水圧を24時間以上測定しておくこと。

3. 事前協議

水道直結式スプリンクラー設備を設置又は改造しようとするときは、事前に成田市水道部及び成田市消防本部予防課との事前協議を行うものとする。

協議にあたっては、水道の専門的な知識が必要となるため、申請にかかる業務を成田市指定給水装置工事事業者に委任することができる。

協議に必要な書類

開発行為及び開発行為に準ずる事業における水道利用計画承認書

4. 給水申請

事前協議で水道直結式スプリンクラー設備の設置が可能との回答があったものは、別添の「特定施設水道直結式スプリンクラー設置条件承諾書」を添えて、給水装置新設(改造・修繕・撤去)承認申請書を提出する。

5. 条 件

(1) 設置対象物

延べ面積が 275 m²以上 1,000 m²未満の小規模社会福祉施設とする。

(2) 設置条件

- ① 当該給水装置を分岐しようとする配水管の給水能力の範囲内で、水道直結式スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水圧、水量が得られるものであること。
- ② 消防法令に基づく水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり、分岐した給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分について水理計算をおこなうこと。
- ③ スプリンクラー設備を設置しようとする者は、給水装置新設（改造・修繕・撤去）承認申請書に別紙の「特定施設水道直結式スプリンクラー設置条件承諾書」を添付して提出すること。
- ④ 指定工事事業者は設置にあたり、当該設置場所付近の最小動水圧、配管状況を調査し、当該器具必要水圧を確保できることを確認すること。

(3) 設計水量

スプリンクラーヘッド各栓の放水量は 15 ℓ/分（火災予防上支障のある場合にあっては認められる場合にあっては 30 ℓ/分）以上の放水量が必要であること。

また、スプリンクラーヘッドが最大 4 個が同時に開放する場合を想定し設計されることがあるため、その際は、合計の放水量は 60 ℓ（120 ℓ）/分以上を確保すること。

※ (2) 設置条件①及び(3) 設計水量の条件が満たされない場合は、配水管から分岐する給水管口径の増径、受水槽の設置、建築物の内装の耐火性を向上させる等の措置が必要になるので成田市消防本部予防課に相談すること。

(4) 構造及び材質基準

スプリンクラーヘッド及びスプリンクラー設備に用いる配管及び継手の構造及び材質基準については、消防法令適合品かつ水道法令に定める構造及び材質基準に適合するものであること。

使用される製品等については、成田市水道部及び成田市消防本部予防課と協議し、その指導に従うものとする。

6. 配 管 ・ 施 工

(1) スプリンクラーヘッドは精密器具なので取扱いには十分注意すること。

(2) スプリンクラーヘッドを接続する継手は、専用スプリンクラー継手を使用すること。

(3) スプリンクラー設備（湿式）の配管は、水及び空気が停滞しないよう、常時使用され、かつ水質における安全性の観点より、トイレ等に接続することとする。

- (4) スプリンクラー設備が結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与える恐れがある場合は、防露措置を行うこと。
- (5) スプリンクラー設備建物外部配管については凍結防止措置を行うこと。
- (6) 水道水の逆流事故を防止するため、スプリンクラー設備配管の分岐部に逆止弁を設置すること。

7. その他

(1) 設置者の責務

- ① 一時的な断水や水圧低下等でスプリンクラー設備の維持管理上不都合が生じた場合については、設置者の責任のもと処理する。
- ② スプリンクラー設備は設置者の責任を持って管理し、定期的に作動状況の確認を行うこと。
- ③ スプリンクラーの設備の設置については、成田市消防本部予防課と事前協議を行い、その指導に従うこと。
- ④ 水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示すること。

(2) 完成検査

成田市水道部及び成田市消防本部予防課の合同において行うものとする。

8. 関係法令の遵守等

この取扱に定めない事項については、水道法及び成田市水道事業給水条例その他関係法令及び関係通知の定めるところに従わなければならない。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する

年 月 日

(あて先) 成田市長

申込者 (給水装置所有者)

住 所

氏 名

㊞

特定施設水道直結式スプリンクラー設置条件承諾書

消防法令に定められる特定施設に水道法の適用を受ける水道直結式スプリンクラー設備を設置するにあたり、下記条件を承諾します。

記

1. 一時的な断水や水圧低下 (災害、水道管破損事故、水道メーター閉栓や停止及び取替え・水道施設工事等) により、水道直結式スプリンクラーの性能が十分発揮されない状況が生じてても成田市水道部は一切責任を負わないこと。
2. 水道直結式スプリンクラー設備が誤作動 (火災時以外の作動や、火災時に作動しなかった場合等) した場合、成田市水道部は一切責任を負わないこと。
3. 水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋及び部屋を賃貸する場合は、上記条件付であることを賃借人に十分説明し了解を得ること。
4. 水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋及び部屋の所有者を変更する場合は、上記事項について相手方に十分説明し了解を得ること。
5. 水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示し、関係者に周知する。

8.12 直結給水の範囲拡大に関する実施要領

○直結給水の範囲拡大に関する実施要領

(目的)

第1条 この要領は、現状における配水管の水圧等の供給能力の範囲内で、直結給水の範囲拡大を図るために必要な事項を定めるものとし、小規模貯水槽における衛生問題の解消、給水サービスの向上を図ることを目的とする。なお、この要領に定めのないものについては、「成田市給水装置工事施行基準」及び「直結給水システム導入ガイドラインとその解説（厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課監修 財団法人水道技術研究センター発行）」によるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 直結直圧式とは、配水管の動水圧により直接給水する方式をいう。
- (2) 直結増圧式とは、給水管の途中に直結加圧形ポンプユニットを設置し、圧力を増して給水する方式をいう。
- (3) 受水槽式とは、水道水を一旦受水槽で受け給水する方式をいう。
- (4) 直結・受水槽併用式とは、一つの建物内で、直結式及び受水槽式の両方の給水方式を併用するものをいう。
- (5) 逆流防止装置とは、給水装置における逆流を防止するための器具として、減圧式逆流防止器、二重式逆流防止器、複式逆止弁、単式逆止弁、及びバキュームブレーカ等があり、これらを総称して逆流防止装置という。

(対象建物)

第3条 3階建てまでの建物で、建物全体の計画一日最大使用水量は、30立方メートル以下とする。ただし、次のような建物へ給水する場合は対象外とし、受水槽方式とする。

- (1) 一時的に多量の水を使用するものや使用水量の変動が大きい施設・建物等で、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがあるもの
 - (2) 毒薬・劇物・薬品等の危険な化学物質を取り扱い、これを製造・加工又は貯蔵する工場・事業所・研究所等
 - (3) 災害や事故による断水時にも一定の給水の確保が必要な建物
 - (4) 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする建物
 - (5) 計量法に基づく水道メーターの取替えによる断水時にあって、影響が大きい建物
- 2 直結式給水の対象外建物の例を次に掲げる。
- (1) クリーニング、写真及び印刷・製版、石油取扱、染色、メッキ等の事業を行う施設等
 - (2) 病院・ホテル・百貨店等の施設
 - (3) 食品冷凍機・電子計算機等の冷却水に供給する場合
- 3 3階を超える建物であっても、4階以上に給水装置を設けないものは対象とする。

(実施条件)

第4条 実施にあたっては、以下に掲げる条件をすべて満たさなければならないものとする。

(1) 水圧条件

直結直圧式を適用するにあたっては、申請箇所又は申請場所直近の消火栓等において、自記録水圧計により連続24時間以上の水圧を測定し、この測定値の最小動水圧が、分岐しようとする配水管位置での水圧に置き換えた場合にあっても、0.25MPa以上を確保できること。

(2) 給水器具の高さ

3階に設置する給水器具の最高位は、原則として配水管の布設道路面から8.5m以下とする。

(3) 給水管の分岐口径

配水管から分岐する給水管口径は、原則として、配水管の管径より2段階以下とし、25mm以上かつ75mm以下とする。

給水管分岐口径	配水管口径
25mm	50mm以上 350mm以下
40mm	75mm以上 350mm以下
50mm	100mm以上 350mm以下
75mm	150mm以上 350mm以下

(事前協議)

第5条 この要領に基づき給水を受けようとする者は、次の各項により事前協議を行うものとする。

- 申請者、指定給水装置工事業者又は協議者は、給水装置承認申請を行う前に、設計水圧の調査のため、「設計水圧調査依頼書」(別紙様式第1号)を水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)に依頼しなければならない。
- 管理者は、前項の依頼があった場合、設計水圧を調査し、「設計水圧調査回答書」(様式第2号)により回答するものとする。
- 申請者、指定給水装置工事業者又は協議者は、前項の回答により直結式給水を計画する場合、「直結式給水設計協議申請書」(様式第3号)及び必要添付図書を管理者に提出し、事前協議を行わなければならない。
- 管理者は、前項により事前協議が整った場合は、「直結式給水設計協議回答書」(様式第4号)を交付するものとする。

(設計条件)

第6条 設計にあたっては、次の各号の条件を満たさなければならない。

(1) 設計水圧

給水方式	水圧条件(最小動水圧)	設計水圧
直結直圧式	0.25Mpa以上	0.25Mpa
直結増圧式	0.15Mpa以上 0.20Mpa未満	0.15Mpa
	0.20Mpa以上 0.25Mpa未満	0.20Mpa
	0.25Mpa以上	0.25Mpa

(2) 給水管口径の決定

ア 直結直圧式における給水管の口径決定にあたっては、使用実態に沿った同時使用量を的確に算定し、その水量に応じた給水管取出し口径等を、 $\phi 50\text{mm}$ 以下はウェストン公式、 $\phi 75\text{mm}$ を超えるものについてはヘーゼン・ウィリアムス公式によって決定する。

イ 直結増圧式における給水管の口径決定にあたっては、使用実態に沿った瞬時最大給水量を的確に把握する。

また、口径決定の手順は、建物内の瞬時最大給水量を把握し、その水量に給水できる性能を有する増圧装置を選定し、さらにその水量に応じた給水管取出し口等を摩擦抵抗法によって決定する。

ウ 給水管の管内流速は、口径 50mm 以下の場合は 2.0m/sec 以下、口径 75mm の場合は 1.5m/sec 以下とすること。

(3) 逆流防止装置

3階直結式の給水装置には、必ず逆流防止装置を設置しなければならない。

ア 1戸建て専用住宅では、量水器の下流側に逆流防止弁を設置する。

イ 集合住宅、事務所ビル及びこれらの併用ビル等の建物では、量水器を地面に設置する場合には、3階用量水器の下流側、量水器を建物内に設置する場合には、3階用立上がり管の立上がり部の管理・修繕の容易な場所に逆流防止弁を設置する。

(4) 増圧装置による増加圧力

増圧装置の増加圧力は、給水装置の末端又は最高位の給水器具を使用するために必要な最小動水圧 0.05MPa を確保できるように設定すること。

$$PP \geq (P1 + P2 + P3 + P4 + P5 + P6) - P0$$

PP：増圧装置による増加圧力（増圧ポンプの全揚程）

P0：設計水圧（配水管の水圧）

P1：配水管と増圧装置の高低差

P2：増圧装置上流側の給水管及び給水器具の圧力損失（継手、弁類を含む）

P3：増圧装置の圧力損失（減圧式逆流防止器の損失を含む）

P4：増圧装置下流側の給水管及び給水器具の圧力損失（継手、弁類を含む）

P5：末端最高位の給水栓を使用するために必要な圧力（ 0.05MPa ）

P6：増圧装置と末端最高位の給水栓との高低差

(5) 増圧装置

増圧給水設備は増圧ポンプ及び逆流防止装置等で構成されるもので、日本水道協会規格水道用直結加圧形ポンプユニット（JWWA B 130）及び同規格水道用減圧式逆流防止器（JWWA B 134）の適合品から構成されたものを基本とする。なお、自己認証品及び第三者認定商品については同規格品と同等以上のものであることとする。

(6) 増圧装置の圧力制御

配水圧低下時等に一時側の圧力が配水管の管心レベルに換算した値で 0.07MPa 以下となった場合は、ポンプが自動停止するよう措置をとること。また、 0.10MPa 以上に水圧が回復した場合には、自動復帰すること。

（直結直圧方式と他の給水方式との併用）

第7条 直結増圧式及び受水槽方式との併用は認めるものとする。ただし、給水管の分岐口径範

囲内とする。

2 前項に規定する給水方式を併用する場合の直圧給水階高さは、2階までとする。

(既存建物への直結給水)

第8条 給水方式を受水槽式から直結式に切り替える場合は、事前に次の号に掲げる場合に依り、該当する事項を実施、確認すること。

(1) 更生工事の履歴の無い受水槽式給水設備から、直結給水方式に切り替える場合

ア 既設配管の材質

(i) 「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年3月19日)」(以下、「構造材質基準」という。)に適合した製品が使用されていることを現場及び図面にて確認する。

(ii) 構造材質基準に適合した製品が使用されていない場合は、同基準に適合した給水管、給水用具に取り替える。

イ 既設配管の耐圧試験

耐圧性能については、水圧0.75MPaを受水槽以下設備に1分間加えた後、漏水等が生じないことを事前に確認する。(これは弁類の構造上、弁座漏れ試験を0.75MPaとしていることから、弁座の機能を損なわないよう0.75MPaの圧力で行うものである。)

ウ 水質試験

(i) 直結給水への切替前において、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は、厚生労働大臣の登録を受けた者による水質試験を受け、水道法第4条に定める水質基準を満足していることを確認する。

(ii) 採水方法は、毎分5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち採水するものとする。

(iii) 試験項目は味、臭気、色度、濁度のほか、協議結果に応じて鉄、pHとする。

(2) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が明らかな場合

ア 既設配管の材質

ライニングに使用された塗料が構造材質基準に適合した製品である場合は、施工計画書(工法、塗料、工程表等)及び施工計画に基づく施工報告書(写真添付)並びに塗料の浸出性能基準適合証明書の確認を行う。

なお、塗料が第三者認証品である場合は、浸出性能基準適合証明書に代えて認証登録証の写しとすることができる。

イ 既設配管の耐圧試験

耐圧性能については、水圧0.75MPaを受水槽以下設備に1分間加えた後、漏水等が生じないことを事前に確認する。(これは弁類の構造上、弁座漏れ試験を0.75MPaとしていることから、弁座の機能を損なわないよう0.75MPaの圧力で行うものである。)

ウ 浸出性能確認の水質試験

(i) 現地にて水道水を毎分5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させた水を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水として採取し、水質試験を行い、構造材質基準に基づく浸出等に関する基準を満足していることを確認する。

- (ii) 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、更生工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目とする。
- (3) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が確認できない場合
 - ア 既設配管の耐圧試験
耐圧性能については、水圧 0.75MPa を受水槽以下設備に 1 分間加えた後、漏水等が生じないことを事前に確認する。（これは弁類の構造上、弁座漏れ試験を 0.75MPa としていることから、弁座の機能を損なわないよう 0.75MPa の圧力で行うものである。）
 - イ 浸出性能試験
 - (i) ライニングに使用された塗料については、既設給水管の一部をサンプリングし、それを供試体として公的検査機関で構造材質基準に基づく浸出性能試験を行い、浸出等に関する基準に適合していることを確認する。
 - (ii) 既設給水管のサンプリングが困難であり、浸出性能試験が実施できない場合は、現地にて水道水を 16 時間滞留させた水（給水設備のライニングされた管路内の水であって、受水槽等の水が混入していないもの）を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水として採取し、公的検査機関で水質試験を行い、浸出等に関する基準を満足していることを確認する。この場合において、一度の採水で 5 L の水量を確保できない場合は同じ操作を繰り返し行い、水量を確保する。
 - (iii) 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、構造材質基準に基づく浸出等に関する基準の別表第 1 のすべての項目を行う。

(共用給水栓の設置)

第 9 条 直結増圧式を適用するにあたっては、増圧装置の故障、修理及び停電等に備え、直結直圧式の共用給水栓を設置することが望ましい。

(給水装置工事の申込)

第 10 条 事前協議の回答により、3 階直結直圧式及び直結増圧式給水方式が可能となり、給水装置工事の申込申請を行う場合は、次の号に掲げる書類を添付するものとする。なお、受水槽式の給水設備を給水装置に切替える工事は、既に給水の申込を受け受水槽まで共有している給水装置に接続する工事であることから、給水装置の改造工事として取り扱う。

- (1) 3 階直結直圧式の場合
 - ア 直結式給水設計協議回答書（様式第 4 号）の写し
 - イ 3 階直結直圧式給水方式に係る承諾書（様式第 5 号）
- (2) 直結増圧式の場合
 - ウ 直結式給水設計協議回答書（様式第 4 号）の写し
 - エ 直結給水用増圧装置設置条件承諾書（様式第 6 号）
 - オ 管理人選定届（成田市水道事業給水条例第 12 号様式）
 - カ 保守点検契約書の写し
- (3) 既設管を利用する場合
別に定める「既設装置の給水装置認定取扱要綱」によるものとする。

(工事検査)

第11条 工事検査は、別に定める「給水装置工事検査要綱」によるものとする。

2 直結増圧式を適用するにあたっては、増圧装置の耐圧試験を除くものとする。

(保守管理)

第12条 増圧装置設置者は、増圧装置及び逆流防止装置を必ず年1回以上保守点検を行い機能等を確認すること。

また、点検結果については、書面で記録保存するものとする。

2 前項に規定する保守点検については、管理会社と保守点検契約を締結し、「保守点検契約書」の写しを提出するものとする。

3 増圧装置設置者は、増圧装置の異常、故障時に備え、増圧装置本体又は装置付近の確認が容易に行える場所に、管理会社等の緊急連絡先を明記した緊急連絡先表示板(別記)を参考に作成し、設置するものとする。

4 第一止水栓より二次側の給水装置の管理は所有者が行い、漏水及び給水装置の故障修理等は所有者の責任でこれを行うこと。

(費用負担)

第13条 給水装置工事に関わる費用は、増圧装置を含み、全て設置者等の負担とする。

また、保守点検及び修繕等に係る費用についても、全て設置者等の負担とする。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する

成水工 第 号
年 月 日

様

成田市長 小泉一成

設 計 水 圧 調 査 回 答 書

年 月 日付で依頼がありましたこのことについて、直結給水の範囲拡大に関する実施要領第5条第3項の規定により、下記のとおり回答します。

記

調 査 箇 所	成田市
設 計 水 圧	M p a

- ※ この回答書は、調査箇所における給水装置工事の設計に必要な設計水圧を回答するものであり、工事を承認するものではありません。
- ※ 設計水圧は、測定水圧に必要なデータの補正を行い決定しています。
- ※ この回答書の設計水圧により直結式給水を計画する場合は、「直結式給水設計協議申請書」（第3号様式）により事前協議を行ってください。

（あて先）成田市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

⑩

直結式給水設計協議申請書

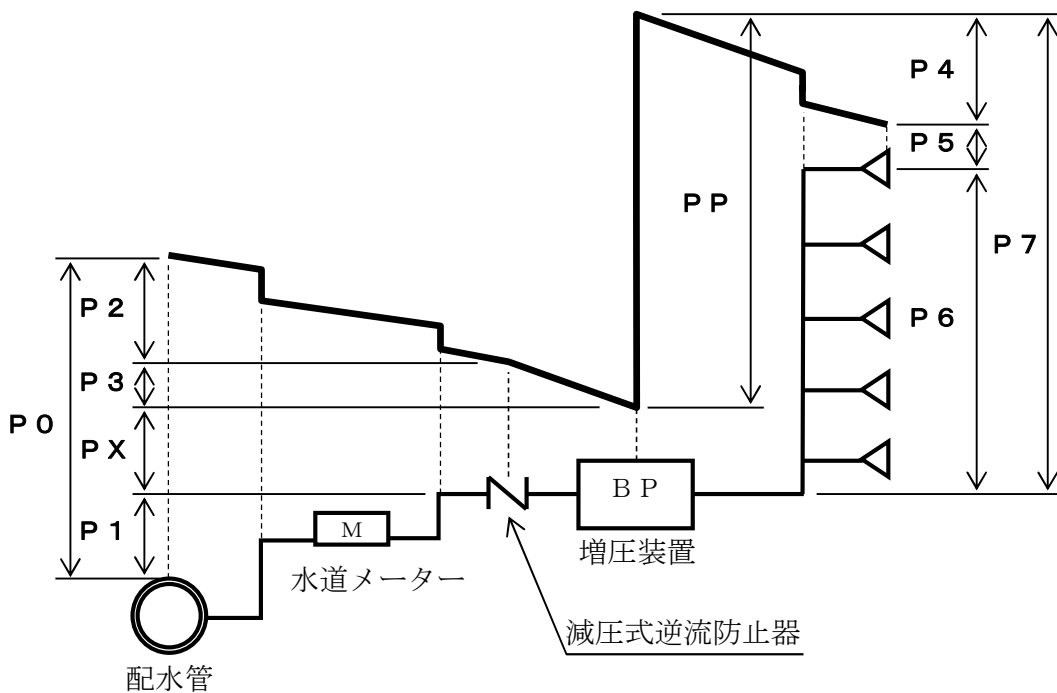
下記の建物への給水方式を直結式としたいので、直結給水の範囲拡大に関する実施要領第5条第4項の規定により、設計協議を申請します。

施 工 主	住 所 氏 名 電話番号
施 工 場 所	成田市
建 物 概 要	地上 階（地下 階） <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築
	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 60 m ² 以上 戸 <input type="checkbox"/> 30 m ² 以上 60 m ² 未満 戸 <input type="checkbox"/> 30 m ² 未満 戸 <input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗・事務所等併用住宅 （内訳：店舗・事務所等 戸，住宅用 戸） <input type="checkbox"/> 小規模社会福祉施設（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
給 水 方 式	<input type="checkbox"/> 直結直圧式 <input type="checkbox"/> 直結増圧式 <input type="checkbox"/> 直結直圧併用式 <input type="checkbox"/> 特定施設水道直結式スプリンクラー設備
使 用 水 量	計画一日最大使用水量 m ³ /日 同時使用水量 L/分 又は 瞬時最大流量 L/分
分 岐 口 径	配水管口径 mm × 給水引込管 mm
宅地と道路の高低差	道路標高より <input type="checkbox"/> プラス m <input type="checkbox"/> マイナス m
添 付 書 類	1. 案内図 2. 建築図（平断面） 3. 給水平面図 4. 給水系統図 5. 設計水圧調査回答書の写し 6. 水理計算書（計算結果は本書裏面に記載）

(裏面)

P 0 : 設計水圧 (配水管の水圧)	=	m
P 1 : 配水管と増圧装置との高低差	=	m
P 2 : 増圧装置上流側の給水管及び給水用具の圧力損失	=	m
P 3 : 増圧装置の圧力損失 (減圧式逆流防止器の損失を含む)	=	m
P X : 増圧装置直前の圧力 $\frac{P 0}{\text{m}} - \left(\frac{P 1}{\text{m}} + \frac{P 2}{\text{m}} + \frac{P 3}{\text{m}} \right)$	=	m
P 4 : 増圧装置下流側の給水管及び給水用具の圧力損失	=	m
P 5 : 末端最高位の給水栓を使用するために必要な圧力 (0.05Mpa)	=	5 m
P 6 : 増圧装置と末端最高位の給水栓との高低差	=	m
P 7 : 増圧装置の吐出圧 $\frac{P 4}{\text{m}} + \frac{P 5}{\text{m}} + \frac{P 6}{\text{m}}$	=	m
P P : 増圧装置による増加圧力 (増圧ポンプの全揚程) $P 1 + P 2 + P 3 + P 4 + P 5 + P 6 - P 0$ $= P 7 - P X$ $\frac{\text{m}}{\text{m}} - \frac{\text{m}}{\text{m}}$	=	m

直結増圧式給水における動水勾配線図



成水工 第 号
年 月 日

様

成田市長 小泉一成

直結式給水設計協議回答書

年 月 日付けで申請がありましたこのことについて、直結給水の範囲拡大に関する実施要領第5条第5項の規定により、下記のとおり回答します。

記

- 直結直圧式給水が可能です。
- 直結増圧式給水が可能です。

留意事項

- ※ 設計内容を変更する場合は、再協議となります。
- ※ 給水装置工事の申請時に本書（写し）を添付して下さい。

- 直結直圧式給水が不可能です。設計内容を検討し直すか、あるいは受水槽式給水を採用して下さい。
- 直結増圧式給水が不可能です。設計内容を検討し直すか、あるいは受水槽式給水を採用して下さい。

理由

- 設計内容を確認したところ、必要な水圧が確保されておられません。
- その他（ ）

施 工 主	住 所 氏 名
施 工 場 所	成田市

年 月 日

（あて先）成田市長

設置者 住 所
（所有者）氏 名 ⑩
電話番号
設置場所 成田市

[申請者が個人の場合は署名捺印]

3階直結直圧式給水方式に係る承諾書

3階直結直圧式給水方式による給水にあたり、下記の条件を承諾いたします。

記

- 1 利用者への通知
次の特徴を理解し、利用者等に周知させるとともに、出水不良時には解消のため全面的に協力し、苦情を水道部に一切申し立てしません。
① 給配水管の漏水等による事故及び水道施設工事の際、断水又は水圧低下に伴う出水不良が生じる場合があること。
② 渇水対策等による給水制限時に、3階の給水栓で断水又は水圧低下に伴う出水不良が生じる場合があること。
- 2 出水不良に対する対応
上記の理由による出水不良又は給水装置の用途変更（専用住宅から店舗等への変更）により、当方の給水に支障をきたす場合には、自らの費用負担で、給水方式を変更することにより対応します。
- 3 既設配管使用の責任について
既設の受水槽以下設備を使用し、3階直結直圧式給水方式に変更する場合は、これに起因する漏水等の事故については、設置者（所有者）または利用者等の責任において解決します。
- 4 借受人への通知
3階部分の部屋を貸借する場合には、本給水装置は上記の条件付きであることを貸借人に熟知させ、3階部分での断水や、水圧低下に伴う出水不良が生じた場合の貸借人の苦情等は、当方が責任をもって処理し、水道部には、一切ご迷惑をかけません。
- 5 譲渡人への通知
本給水装置の所有者を変更するときは、上記事項について譲渡人に継承するとともに、新所有者より水道部へ給水装置所有者変更届（第17号様式）及び誓約書（様式第5号）を提出させます。
- 6 条例・規定の遵守
上記各項の他、取扱上なお必要な事柄については、成田市給水条例及び同施行規定を遵守して施行します。

年 月 日

（あて先）成田市長

設置者 住 所
（所有者）氏 名 ㊟
電話番号
設置場所 成田市

[申請者が個人の場合は署名捺印]

直結給水用増圧装置設置条件承諾書

直結増圧式給水方式による給水のために直結給水用増圧装置を設置するにあたり、下記の条件を承諾いたします。

記

- 1 使用者への通知
次の特徴を理解し、使用者等に周知させるとともに、増圧装置による給水についての苦情を水道部に一切申し立てしません。
 - ① 増圧装置が停電や故障等により停止したときに、断水となり水の使用ができなくなる事。
 - ② 増圧装置を設置した場合は、受水槽のような貯留機能がないため、計画的な断水及び緊急的な断水の際に、水の使用が出来なくなる事。
- 2 定期点検について
増圧装置、減圧及び逆流防止装置の機能を適正に保つため、適宜、保守点検及び修理を行うとともに、専門知識を持った関係者により、年1回の定期点検を行います。
- 3 断水時の対応について
計画的な断水及び緊急的な断水における加圧装置の停止、復旧操作等の保守管理は設置者の責任において行います。
- 4 損害の補償について
増圧装置の設置に起因して、逆流または漏水が発生し、水道部もしくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。
- 5 既設配管使用の責任について
既設の受水槽以下の装置を使用し、増圧装置を設置した場合は、これに起因する漏水等の事故については、設置者（所有者）または使用者等の責任において解決します。
- 6 条例・規定の遵守
上記各項の他、取扱上なお必要な事柄については、成田市給水条例及び同施行規定を遵守して施行します。
- 7 紛争の解決
上記各項の条件を使用者等に周知徹底させ、増圧装置に起因する紛争等については、当事者間で解決し、水道部に一切迷惑をかけません。

緊急連絡先表示板

水道施設故障時の連絡先

ポンプの故障等により断水している場合は、下記へ連絡してください。

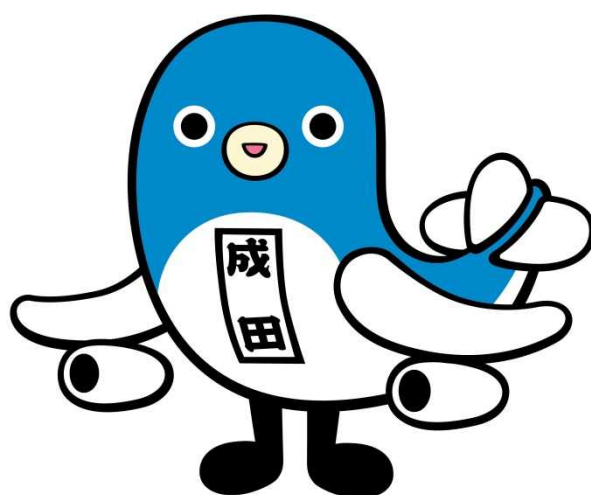
建物管理者

_____ 連絡先 _____

水道施設管理者

_____ 連絡先 _____

成田市水道利用計画協議に関する手引き



© 成田市2009

平成29年4月
成田市水道部工務課

目次

1. はじめに	214
2. 給水事前協議が必要となる事業	214
(I) 給水装置の規模が一定以上となる事業	214
(II) 「直結給水の範囲拡大に関する実施要領」に該当する事業	214
(III) 「成田市開発行為等指導要綱」第3条 第2号及び第3号に該当する事業	214
(IV) 「消防法施行規則」による水道直結式スプリンクラー設備を設置又は改造する事業	214
(V) その他、市長が必要と判断する事業	214
3. 必要書類	215
4. 記入要領	216
5. その他	217
6. 協議のフロー	218

1. はじめに

水道利用計画協議（以下、「給水事前協議」という）は、給水装置の規模が大きな事業や、法令等により協議が定められている事業について、給水装置工事を円滑に行うため、成田市水道部と申請者が事前に協議を行うものです。

この協議にあたっては、成田市給水装置工事施行基準（以下「施行基準」という。）、配管網図及び現地を確認のうえ、給水事前協議を行ってください。

2. 給水事前協議が必要となる事業

(I) 給水装置の規模が一定以上となる事業

- (1) 計画一日最大給水量が10m³以上となる事業
- (2) 共同住宅等の給水管口径の算定において、「成田市給水装置工事施行基準 表 2.4.6 直結式アパートの分岐個数」によらず、口径を決定する事業（水理計算により口径を決定する事業）
- (3) 配水管の整備を伴う事業

(II) 「直結給水の範囲拡大に関する実施要領」に該当する事業

- (1) 給水方式を3階直結直圧式給水とする事業
- (2) 給水方式を直結増圧式給水とする事業

(III) 「成田市開発行為等指導要綱」第3条 第2号及び第3号に該当する事業

- ・ 建築基準法に基づく建築物で高さ10mを超え、かつ、延べ面積が500m²以上のもの
 - ・ 集合住宅等（貸店舗・貸し事務所等を含む）で戸数が10戸以上のもの
- ※詳細は「成田市開発行為等指導要綱」をご確認ください。

(IV) 「消防法施行規則」による水道直結式スプリンクラー設備を設置又は改造する事業

- ・ 延べ面積275m²以上1,000m²未満の小規模社会福祉施設
- ※並行して消防本部予防課との協議（消防設備士による）が必要となります。

(V) その他、市長が必要と判断する事業

3. 必要書類

添付書類	摘 要 欄	申請者 チェック欄
①水道利用計画 協議申請書	【様式-11】水道部ホームページにてダウンロード	
②案 内 図	協議箇所をA4の住宅地図等(1/200~1/2500)に図示	
③土地利用計画図	「成田市開発行為等指導要綱」と同等の書類 (都市計画課へ提出する事前協議の図書)	
④建築平断面図		
⑤給水計画図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共 通：配水管、給水引込管、敷地内給水管、 水道メーターの設置位置及び口径 ・ 受 水 槽 式：受水槽設備の設置位置及び受水槽の有効容量 ・ 直結増圧式給水：増圧ポンプの設置位置 	
⑥配管網図(写)	成田市水道部にて取得	
⑦水 理 計 算 書	<p>給水管の口径、受水槽容量及び増圧ポンプの適正圧力等の決定根拠となる計算書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共 通：使用水量、メーター口径、所要水頭、管内流速 ・ 受 水 槽 式 給 水：受水槽容量 ・ 直結増圧式給水：ポンプの適正圧力 等 <p>※給水管及び水道メーターの口径決定根拠が、「給水装置工事施行基準 表2.4.6直結式アパートの分岐個数」等により簡便的に決定したものは省略可</p>	
⑨設 計 水 圧 調 査 回 答 書	<p>【様式第2号】 給水方式が3階直結直圧式または直結増圧式の場合添付 設計水圧調査依頼書【様式第1号】の回答書 ※「直結給水の範囲拡大に関する実施要領」に係る場合、事前に設 計水圧調査が必要。</p>	
⑧そ の 他	市長が必要と判断する書類	

4. 記入要領

(1) 申請者 及び 協議者

申請者は建築主、協議者は水道部と協議を行う者とし、記名押印。

(2) 工事場所

住居表示が決定している場合は住居表示、決定していない場合は、協議に係る土地すべてを記入。

(3) 業態及び規模

該当する業態及び規模の□にレ点を記入し、建物階数を記入。

※[]内について

- ・ 共同住宅：棟数と全戸数
- ・ 店 舗：用途
- ・ 宅地造成：区画数
- ・ 事 務 所：床面積

(4) 給水希望年月

給水を開始する希望時期を記入。

(5) 開発行為事前協議

都市計画課所管の「成田市開発行為等指導要綱」により、事前協議の対象となる場合は「有」、ならない場合は「無」の□にレ点を記入。

(6) 給水方法

該当する給水方法の□にレ点を記載。

併用の場合は該当する給水方法式すべてにレ点を記入。

(7) 計画給水人口

計画で予定している給水人数を記入。

(8) 使用水量

- ・ 計画一日最大給水量

水理計算書や施行基準により算定した、計画一日最大給水量を記載。

- ・ 同時使用水量 または 瞬時最大流量

直結増圧式の場合に水理計算書により算定した、同時使用水量 または 瞬時最大流量を記入。

(9) 既設配水管

水道部で調査した管網図を参照し、取出しを行う既設配水管の種別及び口径を記入。

(10) 既設給水管撤去

水道部で調査した管網図を参照し、既設給水管の撤去がある場合は「有」、ない場合は「無」の□にレ点を記入。

(11) 計画給水管取出口径・箇所数

既設の給水取出し管を利用する場合は「有」、利用しない場合は「無」の□にレ点を記入し、水理計算または、施行基準により決定した計画給水取出管の口径と箇所数を記入。

(12) 新設配水管

配水管を延伸する必要がある場合は、「有」の□にレ点を記入し、口径と延長を記入。

※布設費用は申請者負担

(13) 量水器口径・個数について

種別（住居、散水栓、店舗等）、口径、個数、量水器1個あたりの水栓数を記入。

【受水槽式の場合】

- ・親メーターの口径と個数を記入
- ・受水槽以下の検針を希望する場合は、各戸メーターの口径、個数、メーター1個あたりの水栓数を記入
- ・受水槽の有効容量を記入

(14) その他

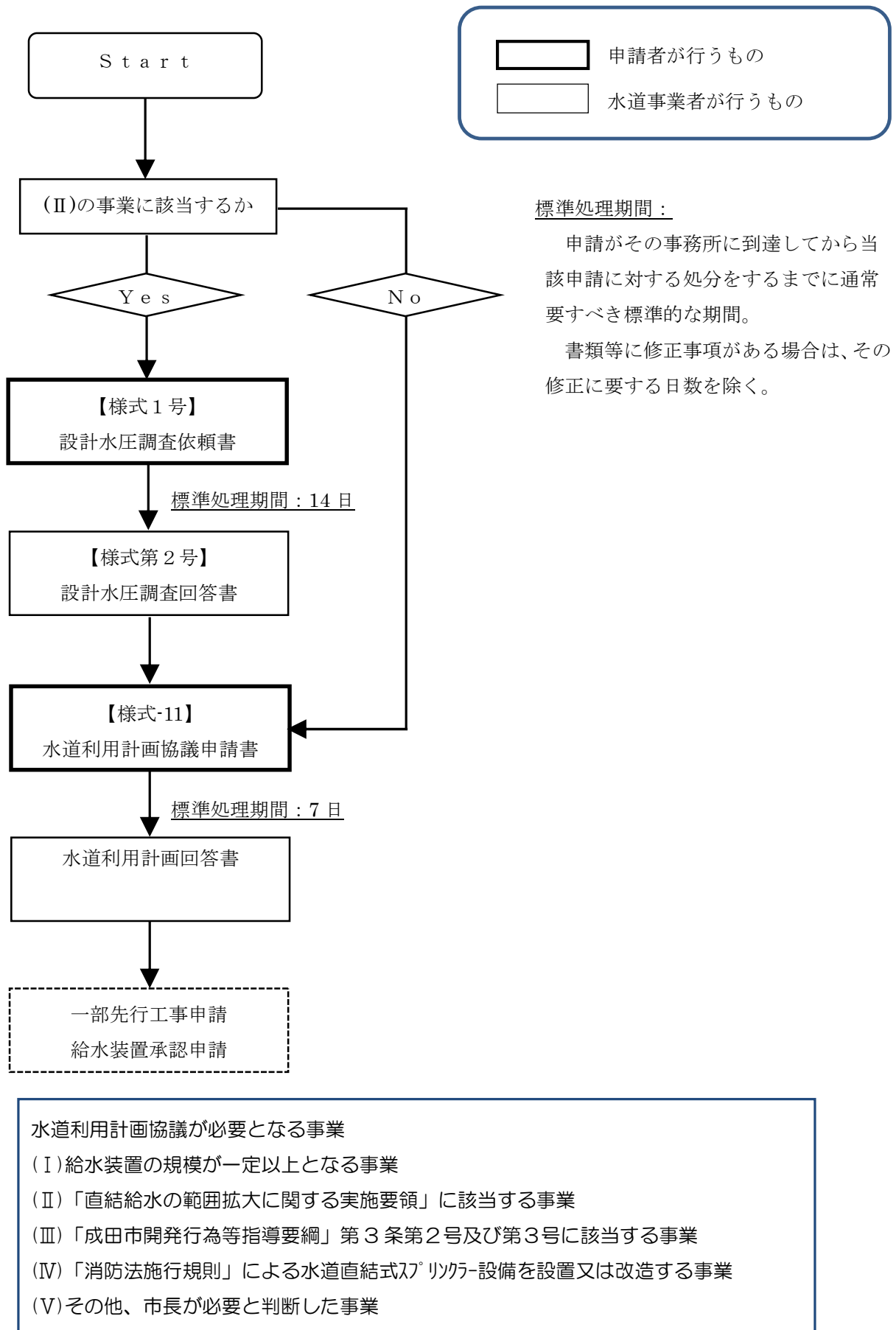
特記事項があれば記入。

5. その他

- (1) 本協議は、給水装置工事の内容を確定するものではありません。したがって、給水管及び量水器の設置位置については、給水装置承認申請により決定します。
- (2) 設計者は、申請者に代わって水道部と打合せ・協議を行います。
そのため、提出された書類の内容は申請者が了承していると判断しますので、設計者は申請者と打合せを行い、設計内容を理解していただくようお願いします。
- (3) 給水装置承認申請に水道利用計画協議回答書の添付が必要となるため、給水装置工事事業者に設計内容の引継ぎをしてください。

6. 協議のフロー

【フローチャート】



8.14 受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準

○受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、災害時に受水槽内の水道水を有効活用できるように、受水槽に非常用給水栓を設置する場合の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この基準の適用範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 成田市水道部が供給する水道水を、受水槽式給水方式により利用していること。
- (2) 受水槽用の水量を計量するための量水器（親メーター）が設置されているが、使用水量に対する料金の支払いは受水槽以下の給水設備に設置された量水器（各戸メーター）により行っている場合であること。
- (3) 災害時に成田市水道部から水道水が供給されない場合、若しくは災害時にポンプ設備が停止して給水できない場合に限り使用できるものとする。

(設置条件)

第3条 非常用給水栓の設置条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 非常用給水栓には、災害時以外の使用を防止するため、かぎ式ハンドルの採用又はハンドルを取外す等の措置を講じること。
- (2) 受水槽の壁面、連通管、流出管又は水抜管に設置し、かつ、受水槽の強度に影響を与えない構造とすること。
- (3) 受水槽毎に1～2個程度の設置数とすること。
- (4) 受水槽の周囲1メートル以内に設置すること。
- (5) 住民への周知方法として、「非常用給水栓（災害時のみ使用可能）」のプレート（大きさは縦30cm×横10cm以上とし、材質は腐食や破損の恐れがないもの）を見やすい場所に掲示すること。

(申込)

第4条 非常用給水栓を設置しようとする者（以下「設置者」という。）は、あらかじめ、水道事業管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）に申込みをし、市長の承諾を得るものとする。

2 前項の申込は、「非常用給水栓設置申込書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 案内図
- (3) 設置計画図（平面図、立面図等）
- (4) 給水栓仕様書

(審査)

第5条 市長は、前条の申込書を受付した場合は、第3条各号に掲げる事項について審査を行う。

(承諾)

第6条 市長は、前条の審査の結果、適当であると認められた場合は、非常用給水栓の申込を承諾し、「非常用給水栓設置承諾書」(様式第3号)により設置者へ通知する。

(確認等)

第7条 設置者は、非常用給水栓の設置完了後、遅延なく「非常用給水栓設置完了届」(様式第4号)を市長に提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 市長は、前項の完了届を受付した場合は、非常用給水栓設置完了の現地確認を行う。

(管理等)

第8条 設置者は、災害時において、速やかに非常用給水栓が使用でき、かつ、災害時以外の使用がないよう、管理責任者を定め、非常用給水栓及び付属用具を適切に管理しなければならない。

2 設置者は、成田市水道事業給水条例第36条及び成田市水道事業給水条例施行規程第18条の規定により、非常用給水栓を含む貯水槽水道を管理しなければならない。

3 非常用給水栓が第3条各号に適合する状態を維持しなければならない。

4 非常用給水栓の設置位置、構造等を変更する場合においては、第4条から前条までの規定を準用する。

(使用)

第9条 災害時に非常用給水栓を使用したときは、「非常用給水栓使用届」(様式第5号)により、使用日時を市長へ報告しなければならない。

(立入点検)

第10条 市長は、受水槽周辺に立入り、非常用給水栓の管理状況等を点検することができる。この場合においては、「非常用給水栓点検結果通知書」(様式第6号)により、設置者に通知する。

2 設置者は、前項の点検において、改善を指示された場合は、速やかに改善を行い、「非常用給水栓改善届」(様式第7号)により、市長へ報告するものとする。

(廃止)

第11条 設置者は、非常用給水栓を撤去する場合、「非常用給水栓廃止届」(様式第8号)を市長へ提出するものとする。

(取消)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に規定する承諾を取消し、非常用給水栓の撤去を命じることができる。

(1) 第7条に掲げる書類の提出を行わないとき。

(2) 非常用給水栓の設置後、第3条各号の規定に適合しなくなつたと認めるとき。

(3) 第10条の規定に基づく立入点検による改善指示に対して、猶予すべき理由なしに指定期日ま

で対応が講じられないとき。

(4) 災害時以外の使用があったと認められるとき。

- 2 前項の規定による取消しは、「非常用給水栓取消通知書」（様式第9号）を設置者に送付することにより行う。

(費用負担)

第13条 非常用給水栓の設置、管理及び撤去に要する費用は、設置者の負担とする。

- 2 設置者は、非常用給水栓の破損による漏水が確認された場合、または、災害時以外の使用が認められた場合は、使用水量に対する水道料金を支払わなければならない。この場合の水道料金は、成田市水道事業給水条例第22条で規定する臨時用の料金により算出した額とする。

(その他)

第14条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成30年2月1日から施行する。

非常用給水栓設置申込書

（あて先）成田市長

設置者

氏名（法人，団体にあつてはその名称）

印

住所

電話番号

受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準第4条の規定により，非常用給水栓を設置することを申込みます。

お客様番号（親）	
設置場所	成田市
建物名称	
設置位置	<input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 連通管 <input type="checkbox"/> 流出管 <input type="checkbox"/> 水抜管
設置数	栓
応急給水関係	受水槽の容量 m^3 給水戸数 戸
管理責任者 （管理会社等）	住所 管理会社名 責任者名 電話番号 印
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・誓約書（様式第2号） ・案内図 ・設置計画図（平面図、立面図等） ・非常用給水栓仕様書
備考	

誓 約 書

（あて先）成田市長

設置者

氏名（法人，団体にあつてはその名称）

印

住所

電話番号

非常用給水栓を設置するにあたり，下記事項を遵守するとともに，災害時以外で使用した場合は，いかなる処置に対しても，異議申し立てをせず，直ちに指示に従うことを誓約いたします。

記

1 設置場所 成田市

2 建物名称

3 誓約事項

- (1) 非常用給水栓は，災害時に成田市水道部から水道水が供給されない場合，若しくは災害時にポンプ設備が停止して給水できない場合に限り使用します。
- (2) 災害時において，速やかに非常用給水栓が使用できるものとし，かつ，災害時以外の使用がないよう，管理責任者を定め，非常用給水栓及び付属用具を適切に管理します。
- (3) 住民への周知方法として，「非常用給水栓（災害時のみ使用可能）」のプレートを見やすい場所に掲示します。
- (4) 非常用給水栓の設置位置，構造等を変更するときは，基準第8条第3項の規定に基づき「非常用給水栓設置申込書（様式第1号）」により，改めて申込みします。

(裏)

- (5) 災害時に非常用給水栓を使用したときは、基準第9条の規定に基づき「非常用給水栓使用届(様式第5号)」により、使用日時を届出します。
- (6) 基準第10条の規定に基づき、市長が受水槽周辺に立入り、非常用給水栓の管理状況等を点検することを承諾します。
- (7) 基準第10条第2項の規定に基づく立入点検において、改善を指示された場合は、速やかに改善を行い、「非常用給水栓改善届(様式第7号)」により、報告を行います。
- (8) 非常用給水栓を撤去したときは、基準第11条の規定に基づき「非常用給水栓廃止届(様式第8号)」により、速やかに廃止の届出をします。
- (9) 基準第13条第2項の規定に基づき、非常用給水栓の破損による漏水が確認された場合、災害時以外の使用が認められた場合は、使用水量に対する水道料金を支払います。